

第4次都城広域定住自立圏共生ビジョン

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

宮崎県都城市

目 次

第1章 ビジョン策定に当たって	1
第2章 都城広域定住自立圏について	
第1節 圏域の概要	2
第2節 中心市と構成市町	5
第3節 これまでの経過と取組	9
第4節 第3次共生ビジョンの取組成果	10
第5節 人口推計	18
第3章 基本的な方向性	
第1節 目指すべき将来像	22
第2節 政策分野の体系	23
第4章 政策分野別の課題と具体的な取組	
第1節 生活機能の強化に係る政策分野	
(1) 医療	24
(2) 都城志布志道路・志布志港を活用した産業振興	31
(3) 基幹産業の振興	35
(4) 教育及び文化	37
(5) 防災及び消防	40
第2節 結びつきネットワークの強化に係る政策分野	
(6) 道路等の交通インフラの整備	44
(7) 観光・スポーツ	46
(8) 定住及び移住	48
(9) 地域公共交通	52
第3節 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	
(10) 人材の育成・連携	54
(11) デジタル化の推進	56
第5章 施策の推進	57
第6章 事業及び事業費一覧	58
第7章 資料編	別冊

第1章 ビジョン策定に当たって

(1) ビジョン策定の趣旨

都城市、三股町、曾於市及び志布志市は、平成 21 年 10 月に締結した「都城広域定住自立圏形成協定」に基づき、平成 22 年 3 月、「都城広域定住自立圏共生ビジョン(平成 22～平成 26 年)」を策定し、広域医療体制の整備・充実や地域高規格道路¹「都城志布志道路」(以下「都城志布志道路」という。)の整備促進等を柱として、高次の都市機能と環境や地域コミュニティが融合した、少子高齢・人口減少社会に対応するための各種取組を進めてきたところです。

令和2年 3 月には、「第3次都城広域定住自立圏共生ビジョン(令和2～令和6年度)」を策定し、地域資源を活用した産業振興、ICT化の推進を新たな取組分野として定め、農林畜産業を中心とした高付加価値化・販路開拓や、圏域全体でのICT化推進と専門人材の育成に取り組んできました。

また、第2次ビジョン(平成 27～令和元年)から継続して取り組んでいる医療分野においては、引き続き休日急患診療体制・夜間診療体制について 24 時間 365 日診療体制の維持を継続するなど、一定の成果を上げているところです。

今後は令和6年度に全線開通した都城志布志道路や、志布志港の整備促進によるストック効果²を十分に活かした、地場産品の新たな販路拡大や、工業団地の造成による企業立地等、更なる効果が期待されています。

そのため、これまでの取組に基づく成果や圏域の現状等を踏まえた上で、今後その対策に取り組むべき課題に的確に対応し、圏域全体の活性化を更に図っていくため、第4次共生ビジョンの策定を行うこととしました。

(2) ビジョンの計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、毎年度所要の見直しを行うとともに、圏域をとりまく状況の大きな変化によって「都城広域定住自立圏形成協定」に変更があった場合には、必要な改定を行うこととします。

(3) ビジョンの位置づけ

定住自立圏構想は、一定の都市機能を持った中心市と、それと近接し経済や文化等で密接なつながりを持つ関係市町村が、集約とネットワークの考え方にに基づき、互いに連携協力して、圏域全体の活性化を図る制度であり、本共生ビジョンは、この定住自立圏構想の実施計画として位置づけています。

¹ 地域高規格道路:地域相互の交流促進や、空港・港湾等の広域交通拠点への連絡等を強化するため、一般の道路よりも走行性の高い道路として整備された道路。

² ストック効果:整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果。

第2章 都城広域定住自立圏について

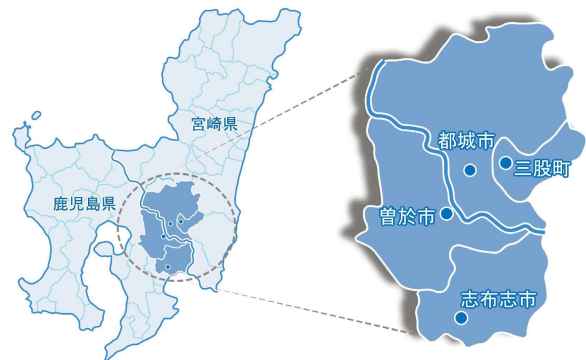
第1節 圏域の概要

(1) 定住自立圏の名称

都城広域定住自立圏

(2) 圏域を構成する市町

中心市	宮崎県	都城市
関係市町	宮崎県	三股町
	鹿児島県	曾於市
	鹿児島県	志布志市



(3) 圏域の概要

① 都城圏域の概要

都城市、三股町、曾於市及び志布志市の3市1町は、宮崎県と鹿児島県にまたがる面積約1,443km²、人口約24万人³を有する南九州の中核をなす圏域(以下、「都城圏域」という。)を形成しています。

40km 圏内には、志布志港・油津港に加え、宮崎空港・鹿児島空港があり交通の要衝として栄えており、都城圏域を縦貫する道路である都城志布志道路の全線開通により、更なる緊密な結びつきを持つことが期待されます。

② 広域行政の取組

都城圏域は、都城島津家による統治や都城県の設置等、歴史や経済を共有しながら発展し、平成の合併以前から、一部事務組合や県境を越えた協議会を設置するなど広域的な課題に対応してきました。

また、広域連携の取組も積極的に進めており、南九州地域の産業、経済、文化の飛躍的向上のために、都城圏域のポテンシャルを広域的な視点から活かそうとする施策を展開しています。

³ 約24万人:令和6年9月時点推計人口における圏域人口は242,922人

(4) 圏域内の結びつき

文化的・経済的に強い結びつきを持つ都城市と三股町、曾於市及び志布志市では、通勤通学をはじめ、圏域内での人的交流が活発です。

○都城市への通勤割合

市町	15歳以上従業者 (自宅従業者除く)	うち都城市への従業者	通勤割合
三股町	10,613人	6,283人	59.2%
曾於市	12,816人	3,222人	25.1%
志布志市	11,316人	242人	2.1%

資料: 令和2年国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計

○都城市への通学割合

市町	15歳以上通学者	うち都城市への通学者	通学割合
三股町	1,072人	545人	50.8%
曾於市	996人	234人	23.5%
志布志市	836人	35人	4.2%

資料: 令和2年国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計

(5) 圏域内の主要施設等



第2節 中心市と構成市町について

(1) 都城市(中心市)



市章

人 口	159,612人 (令和6年9月1日現在)
面 積	653.31Km ²
市の花	アヤメ

① 都城市の概要

都城市は宮崎県の南西部に位置し、北西に霧島連山、東に鰐塚山系等、三方を山に囲まれて広大な盆地を形成しています。かつて、平成18年に旧都城市と山之口町、高城町、山田町、高崎町が合併して人口約16万人の新都城市が誕生し、県内第2位の人口を持つ都市として、圏域内における医療や経済等の中心的役割を担っています。

また、九州縦貫自動車道や国道5本をはじめとする主要地方道が整備され、40km 圏内には国から重要港湾の指定を受けている志布志港や油津港、さらに宮崎空港と鹿児島空港が位置するなど、南九州圏域において陸・海・空からの交通アクセスにめぐまれており、拠点性と求心力の一層の充実が期待されています。

② 都城市の特徴

都城市では令和元年から4年まで4年連続で農業産出額が日本一になるなど、農業が基幹産業となっており、品目別に見ると、畜産における肉用牛と豚の産出額がそれぞれ日本一(令和4年)です。それらの地場産品を活かし、ふるさと納税や令和5年にオープンした道の駅都城NiQLL(ニクル)といった物産施設等により、対外的PR活動を積極的に行っています。

また、市内には都城運動公園や山之口運動公園等のスポーツ施設が充実しており、プロ・アマチュアを問わず、多くのスポーツ合宿・キャンプが実施されています。



金御岳から都城盆地・霧島連山をのぞむ



道の駅都城 NiQLL

(2) 三股町



町章

人口 25,195 人
(令和6年9月1日現在)

面積 110.02km²

町の花 さつき

①三股町の概要

三股町は、宮崎県の南西部、都城盆地に位置しており、鰐塚山系や高千穂峰を背景に地形がハートの形に似ていることから、「ハートフル(優しさがあふれている、愛に満ちている)なまち」として、町民と行政との協働によるまちづくりに積極的に取り組んでいます。

また、町中心部には商業施設や医療機関等が集まり、町内各地区と三股駅、そして三股駅から町中心部へと巡回するコミュニティバスが地域住民の移動手段を担うなど、コンパクトシティとして利便性の高い町となっています。

さらに、宮崎県内で最も年少人口の割合が高く、子育て世代に人気のある町となっており、令和5年には県内で2番目となるベビーファースト宣言を行い、『子育ての幸せを実感できるまち』として、多様な保育ニーズへの対応と保育サービスの充実に取り組んでいます。

②三股町の特徴

三股町には、恵まれた自然環境と豊かな文化があります。4 月には、約 6 万本のクルメツツジが咲き誇る「椎八重公園のつつじまつり」、5 月には、町民がプロの演出家・劇団員と一緒に多彩な演劇を披露する演劇フェスティバル「まちドラ!」、11 月には町民一体となって作り上げる「ふるさとまつり」、そして 1 月には、「みまたん霧島パノラマまらそん」など、一年を通して様々なイベントが開催されます。



椎八重公園のつつじ



みまたん霧島パノラマまらそん

(3) 曾於市



市章

人口 30,719 人
(令和6年9月1日現在)

面積 390.14km²

市の花 つつじ

① 曾於市の概要

平成 17 年7月1日に末吉町、大隅町、財部町の3町が合併し、現在の曾於市となりました。鹿児島県の東部を形成する大隅半島の北部に位置し、宮崎県都城市、志布志市、霧島市、鹿屋市、大崎町に接しています。山林が総面積の約 60%、耕地が約 20%を占める、自然豊かな土地となっています。

② 曾於市の特徴

曾於市は自然環境にも恵まれ、花房峡、大川原峡、悠久の森などの景勝地が点在しています。また、畜産が主な産業となっており、全国でも有数の畜産基地である鹿児島県の中でも特に優秀な和牛生産頭数を誇っている産地です。令和6年4月にオープンした南九州畜産獣医学拠点では、不足する産業動物獣医師の育成、畜産技術者のスキルアップを行うための実習施設として、また交流人口の増加を実施するための取組を行っています。



道の駅末吉



南九州畜産獣医学拠点(SKLV)

(4) 志布志市



市章

人口	27,396 人 (令和6年9月1日現在)
面積	290.21km ²
市の花	ひまわり

① 志布志市の概要

志布志市は、松山町、有明町及び志布志町の合併により、平成18年1月1日に誕生しました。地勢は、鹿児島県東部、志布志湾の湾奥のほぼ中央に位置し、東部は宮崎県串間市、北部は曾於市と宮崎県都城市、西部は大崎町と接しており、隣接する大崎町には飛び地を有しております。北部から東部にかけて丘陵山間地帯で、森林地が広がる傾斜が多い地形で、中央部から西部にかけてはシラス台地が広がり、志布志湾に向けて緩やかな勾配となっています。

② 志布志市の特徴

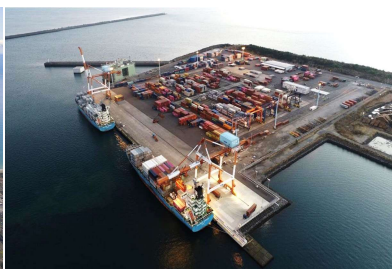
志布志市の海岸部一帯は、日南海岸国定公園に指定されており、亜熱帯の植物が繁茂し、沖合いの枇榔島亜熱帯性植物群落は国の特別天然記念物に指定されています。

また、中央部には九州唯一の国際バルク戦略港湾⁴(穀物)に選定されている重要港湾の志布志港があり、その周辺では東九州自動車道や都城志布志道路などの高速道路網が整備され、南九州地域の国内・国際物流拠点を形成しています。近年では、令和5年5月に国から産直港湾として認定され、さらには、令和6年8月には釣り文化振興モデル港として指定されるなど、志布志港が担う役割の重要性が増大する中、今後の発展がますます期待されています。

また、広大な農地と温暖な気候を生かした県内有数の特色ある農業や畜産が盛んで、特に、メロン、いちご、ピーマン、茶、さつまいも、肉用牛、ブロイラーなどの農畜産物や養殖うなぎは、県内上位の生産量となっています。



志布志市街地



志布志港 新若浜地区



名産 うなぎ

⁴ 国際バルク戦略港湾: 港の強化と国際競争力増強を目的として、国内の港を選定して集中的に整備を進めるもの。

第3節 これまでの経過と取組

(1) 都城市の中心市宣言

都城市は、平成 20 年 10 月に定住自立圏構想の先行実施団体に選定され、平成 21 年 4 月には、以下の 3 つを柱とする中心市宣言を行いました。

都城市の中心市宣言の主な内容

1 生活機能強化のための取組

・広域救急医療体制の整備・充実

2 結びつきやネットワーク強化のための取組

・地域高規格道路「都城志布志道路」整備促進

3 圏域マネジメント能力強化のための取組

・宣言中心市等における人材の育成

・圏域内市町の職員等の交流

(2) 時系列による取組内容・圏域内の動き

西暦	元号年月	事項
2009	平成 21 年 10 月	都城広域定住自立圏形成協定 合同締結式
2010	平成 22 年 3 月	「都城広域定住自立圏共生ビジョン」策定・公表
2011	平成 22 年 4 月	圏域内の職員合同での政策立案型職員研修を開始
2013	平成 25 年 4 月	3 市 1 町の負担金による協議会の事業を開始
2015	平成 27 年 3 月	「都城広域定住自立圏共生ビジョン 第 2 次」策定・公表
2015	平成 27 年 4 月	都城市郡医師会病院が都城市太郎坊町に移転
2020	令和 2 年 3 月	「都城広域定住自立圏共生ビジョン 第 3 次」策定・公表
2021	令和 3 年 3 月	都城志布志道路 金御岳 IC～末吉IC間が開通。都城市から志布志市までが高規格道路でつながる
2021	令和 3 年 7 月	ICT推進事業(協議会事業)開始
2023	令和 5 年 4 月	道の駅都城NiQLL(ニクル)がリニューアルオープン
2023	令和 5 年 5 月	志布志港が産直港湾として国から認定
2024	令和 6 年 3 月	曽於市に南九州畜産獣医学拠点(SKLV)が完成
2024	令和 6 年 4 月	関之尾公園にスノーピーク都城キャンプフィールドがオープン
2025	令和 7 年 3 月	都城志布志道路 全線開通

第4節 第3次共生ビジョンの取組成果

令和2年度から令和6年度までの第3次共生ビジョン期間では、政策体系ごとに、19項目の重要業績評価指標(KPI)を設定し、毎年度、達成状況を管理してきました。この期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、予定されていた取組を一部実施できていない項目もありますが、多くの項目では令和6年度末までに達成若しくは達成見込となっています。

なお、重要業績評価指標(KPI)の達成度は達成、達成見込、推進の3区分で表しています。

1. 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

① 医療体制の維持

- 救急医療及び休日・夜間救急診療体制の維持・充実を図るため、関係機関と連携し、医療従事者の確保対策に取組ました。
- 医師等の確保について、都城圏域救急医療広域連携連絡協議会による大学医局への要請を継続するとともに、将来的な視点で医療従事者の育成を図るため、小中高校生向けの職場体験や、看護専門学校等と連携した広報・啓発活動を実施しました。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H30)	目標値 (R6)	実績 (R5)	達成度
夜間急病センターの 診療科目・時間の維持	3科 12時間	3科 12時間	3科 12時間	達成

② 連携体制の強化

- 慢性腎不全(人工透析)の患者は、宮崎県・鹿児島県ともに全国平均と比べ高い状況にあり、生活習慣病や介護予防等のため、健康寿命延伸につながる継続的な対策に取組ました。
- 圏域の保健師や管理栄養士等のネットワークにより重症化の予防等に向けた各種取組を促進しました。
- 特定健診受診率向上対策事業を推進し、圏域内における受診率は令和3年度は、46.6%であり、全国受診率36.4%及び県平均受診率37.0%よりも高い状況にあります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H30)	目標値 (R6)	実績 (R5)	達成度
生活習慣病予防等に向けた 情報交換の実施	—	5回 (R2～R6)	5回 (累計)	達成

③ 災害時の対応

- 関係機関と連携し、災害派遣医療チームの編成、感染症等への対応等、圏域内の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築しました。
- DMAT や JMAT ⁵の派遣に向けた訓練や研修に参加し、災害発生時の対応力強化に努めました。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H30)	目標値 (R6)	実績 (R5)	達成度
DMAT編成に向けた訓練	1回	5回 (R2～R6)	3回 (累計)	推進

※新型コロナウイルス感染症の影響により、R2～R3未実施

④ 搬送体制の確保

- 圏域内の救急搬送機能を強化するとともに、曽於市、志布志市及び大隅曽於地区消防組合と連携して圏域における搬送体制の確保を図りました。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H30)	目標値 (R6)	実績 (R5)	達成度
救急救命士の新規資格取得者数(都城市消防局及び大隅曽於地区消防組合)	3人	15人 (R2～R6)	13人 (累計)	達成見込

⁵ DMAT や JMAT:DMAT は、医師、看護師、救急救命士、事務員等で構成され地域の医療体制では対応できないほどの大規模災害や事故等の現場に急行する医療チーム。JMAT は、DMAT が撤退するのと入れ替わるようにし被災地に入り、現地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支える活動を行う。

(2) 産業振興

⑤ 都城志布志道路・志布志港を活用した産業振興

- 都城志布志道路は令和4年までに全路線の供用率が8割に達し、都城市から志布志市までの直通利用が可能になりました。これらの整備効果を発揮するため、圏域内の市町が協力し、沿線での工業団地造成や、企業誘致活動に取り組んできました。
- 志布志港は令和5年に産直港湾に指定されるなど、機能拡充とその重要性が増しているところです。都城志布志道路と志布志港のストック効果を最大限活用する取組を推進しました。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H30)	目標値 (R6)	実績 (R5)	達成度
圏域の企業立地件数	19 件	90 件 (R2～R6)	95件 (累計)	達成

⑥ 地域資源を活用した産業振興

- 道の駅をはじめとする圏域内の物産施設を活用し、圏域内の産品等の域内交易及び高付加価値化と販路開拓による地域産業の活性化を推進しました。
- 圏域内の基幹産業である農林畜産業について、青年農業者、農業後継者及び新規就農者の育成・確保に向けた活動支援を行うとともに、6次産業化等の取組の促進による圏域の成長産業の創出を図りました。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H30)	目標値 (R6)	実績 (R5)	達成度
6次化商品開発件数	24 件	145 件 (R2～R6)	132 件 (累計)	達成見込

(3) 教育及び文化

⑦ 公共施設の相互利用

- 圏域内の図書館をはじめとする公共施設の相互利用を促進し、住民の豊かな心を育てるため、本に親しむ機会づくりの推進に取り組みました。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H30)	目標値 (R6)	実績 (R5)	達成度
圏域内の図書館の相互利用者数	32,405 人	35,000 人	40,186 人	達成見込

⑧ 特色のある教育の推進

- 高等教育機関と協働した取組を圏域全体に波及させ、若年層の「地元で働く」意識の醸成を図るキャリア教育を推進しました。
- 地域の歴史の伝承と郷土愛の醸成に資する教育を推進しました。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H30)	目標値 (R6)	実績 (R5)	達成度
高等教育機関と協働した取組件数	37 件	45 件	54件	達成見込

(4) 防災及び消防

⑨ 広域防災体制の整備と強化

- 内陸部の地理的特性を活かし、大規模災害時の後方支援拠点⁶としての体制を整備しました。また、「防災の道」としての都城志布志道路を活用した広域支援体制を構築しました。
- 圏域内の消防団員を対象とした、災害対応能力の向上のための広域訓練や、大規模災害時の対応を想定した防災研修会を実施しました。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H30)	目標値 (R6)	実績 (R5)	達成度
防災訓練・研修会の実施	—	5回 (H30～R6)	1回 (累計)	推進
消防団広域連携訓練の実施	4回	10 回 (H30～R6)	6回 (累計)	推進

※新型コロナウイルス感染症の影響により、R2～R4未実施

⁶ 後方支援活動：災害時において、被害の大きい地域の後方に位置する被害の少ない地域が拠点となり、物資輸送や避難者受入等、後方から支援活動を行うもの。

2. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(5) 道路等の交通インフラの整備

⑩ 都城志布志道路の整備促進及びネットワークの構築

- 都城志布志道路の建設促進・早期開通を図るため、地元の機運醸成に係る取組や、各種要望活動を実施しました。
- 都城志布志道路を有効活用し、雇用創出や定住促進等につなげるため、沿線市町道の整備でアクセス性の向上を図りました。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H30)	目標値 (R6)	実績 (R5)	達成度
都城志布志道路早期開通に向けた要望活動	国 8 回 県 4 回	国 40 回 県 20 回 (R2～R6)	国 36 回 県 8 回 (累計)	推進

(6) 交流及び観光

⑪ 圏域内外の住民との交流と観光の推進

- 圏域内の市町が協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の歴史、自然及び体育施設等の資源を活かした観光及びスポーツ交流の推進を図りました。
- 志布志～大阪間で運行されている「さんふらわあ」の乗客を対象にしたアンケートをもとにツーリング客をターゲットにしたモニターツアーを実施し、圏域のPRを図りました。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H30)	目標値 (R6)	実績 (R5)	達成度
圏域内の観光入込客数	4,048,674 人	23,510,000 人 (R2～R6)	11,947,293 人 (累計)	推進

※令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響有り

(7) 定住及び移住

⑫ 雇用創出等による定住促進

- 地元企業や高等学校等とのパートナーシップを強化し、求職者と事業者とのマッチングを促進するとともに若年層の転出抑制や離職率改善を図りました。
- 出会いや結婚を希望する独身者に対して行う出会いの場の提供や、結婚等の支援体制を強化しました。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H30)	目標値 (R6)	実績 (R5)	達成度
都城公共職業安定所管内における一般職業紹介の就職率	54.8%	58.2%	41.4%	推進
大隅公共職業安定所管内における一般職業紹介の就職率	52.1%	52.1%	48.0%	推進

⑬ 情報発信等による移住促進

- 移住希望者のニーズに合った情報を一元化し、SNS 等により積極的に情報を発信しました。また、県や関係団体が主催する都市圏における移住相談会に積極的に参加し、移住希望者に対する相談体制を強化しました。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H30)	目標値 (R6)	実績 (R5)	達成度
移住者数	195 人	2,000 人 (R2～R6)	3,878 人 (累計)	達成

(8) 地域公共交通

⑭ 地域公共交通の維持・活性化

- 広域的・幹線的バス路線について、バス事業者等と協力し、利便性の向上を推進するとともに、地域の実情に応じた効率的な運行形態の検討を進めました。
- 乗客数の少ない路線の車両を小型化し、持続可能な形での路線維持を推進しました。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H30)	目標値 (R6)	実績 (R5)	達成度
圏域間を結ぶバス路線(県市町補助路線)の維持路線数	14 路線	14 路線	13 路線	推進

3. 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(9) 行政人材の育成

⑮ 圏域マネジメント能力の強化

- 関係市町と共同で若手～中堅職員の合同研修を実施し、職員間の交流と相互理解の深化を図るとともに、政策立案能力の向上につなげました。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H30)	目標値 (R6)	実績 (R5)	達成度
圏域の課題解決のための政策立案数	24 本 (H22～H30)	39 本 (H22～R6)	33本 (累計)	推進

※新型コロナウイルス感染症の影響により、R2～R3未実施

(10) 民間人材の育成

⑯ 圏域協働マネジメント能力の強化

- 新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人や、地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行いました。
- 各市町の地域おこし協力隊等の外部人材が圏域を牽引する人材として定住できるよう、圏域全体で連携した取組を推進しました。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H30)	目標値 (R6)	実績 (R5)	達成度
圏域に事務所を有するNPO 法人の設立件数	92 件 (～H30)	115 件 (～R6)	98件 (累計)	推進

(11) ICT化

⑰ ICT化の推進

- ICT化の推進を図るため、ICTによる課題解決手法の検討及び人材育成等の取組を推進しました。
- 窓口のDX推進や生成AIの活用など、デジタル活用の先進事例をテーマにした研修を実施し、職員の知識向上を図りました。

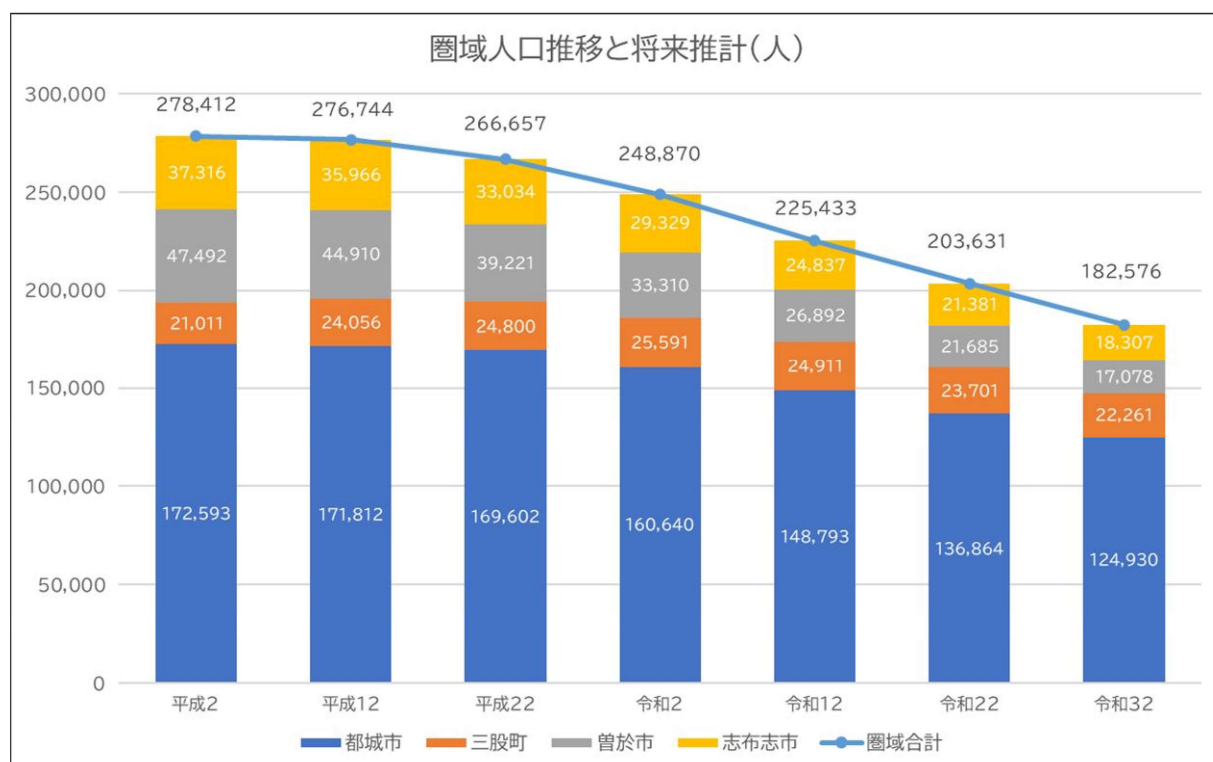
重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H30)	目標値 (R6)	実績 (R5)	達成度
ICTに係る研修会の実施回数	—	5回 (R2～R6)	8回 (累計)	達成

第5節 人口推計

(1) 人口推移

圏域の人口は、平成2年には27万8千人でしたが、平成12年以降は減少が続き、平成22年で約26万6千人、令和2年に24万8千人まで減少しました。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、人口減少対策を取らなかった場合の推計値では、令和32年には約18万2千人にまで減少すると想定されています。



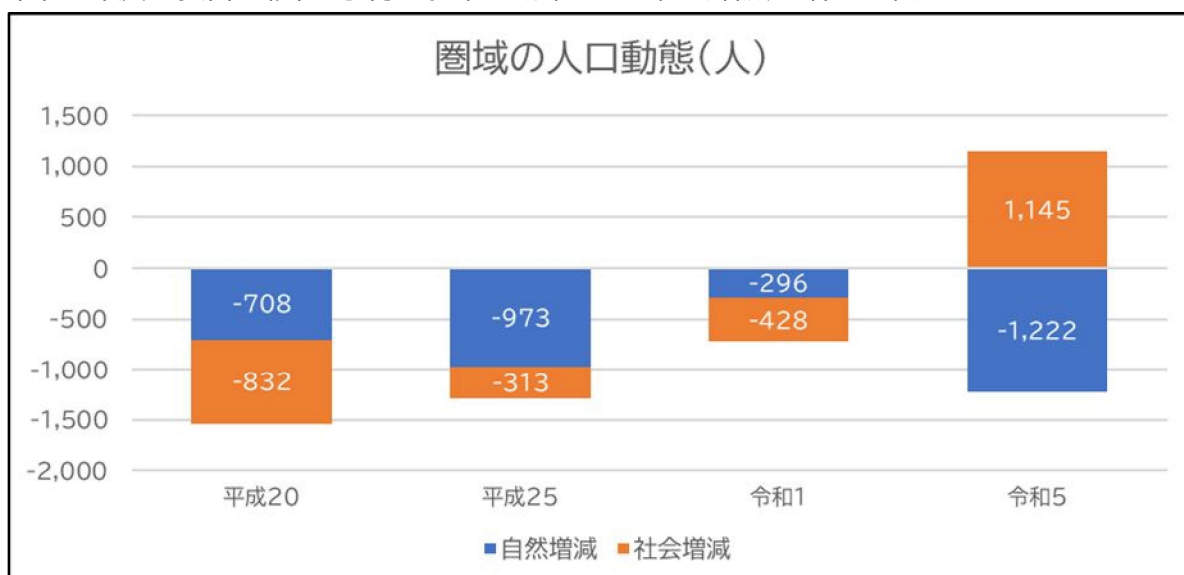
資料：各市町推計人口(平成2年～令和2年)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」(令和12年～令和32年)

(2) 人口動態

人口増減の要因は、自然増減(出生者数と死亡者数の差)と社会増減(圏域外から転入する人数と圏域外に転出する人数の差)があります。

平成12年以降は、社会減及び自然減がともに続いており、人口減少が加速していましたが、令和5年度は独自の移住・子育て施策の効果により社会増減が増加に転じました。

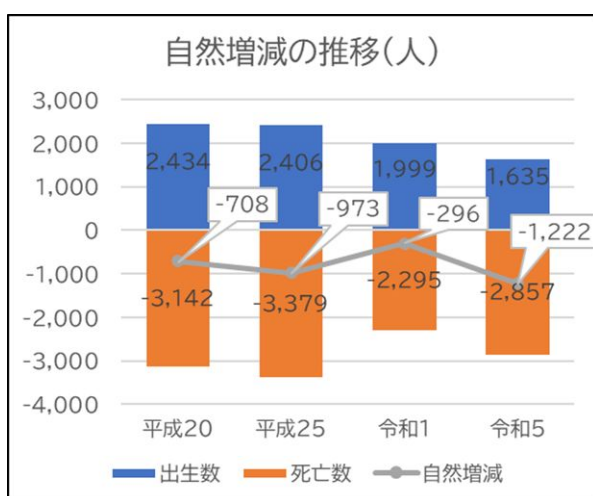


資料:各市町統計

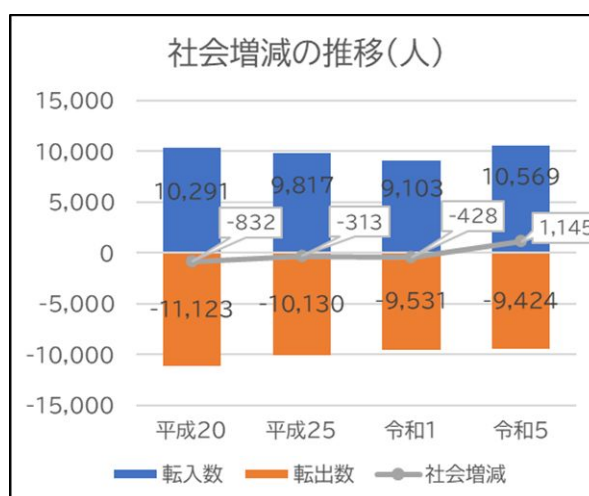
(3) 人口増減の内訳

自然増減は、生産年齢人口の減による少子化(出生者減)に加えて、死亡者の増加もあり、減少の割合が拡大しています。

社会増減は、増減の総数自体が減っている中、平成12年以降転出者の数が転入者の数を上回り続けていましたが、独自の移住・子育て施策により令和5年度は転入者数が上回りました。



資料:各市町統計



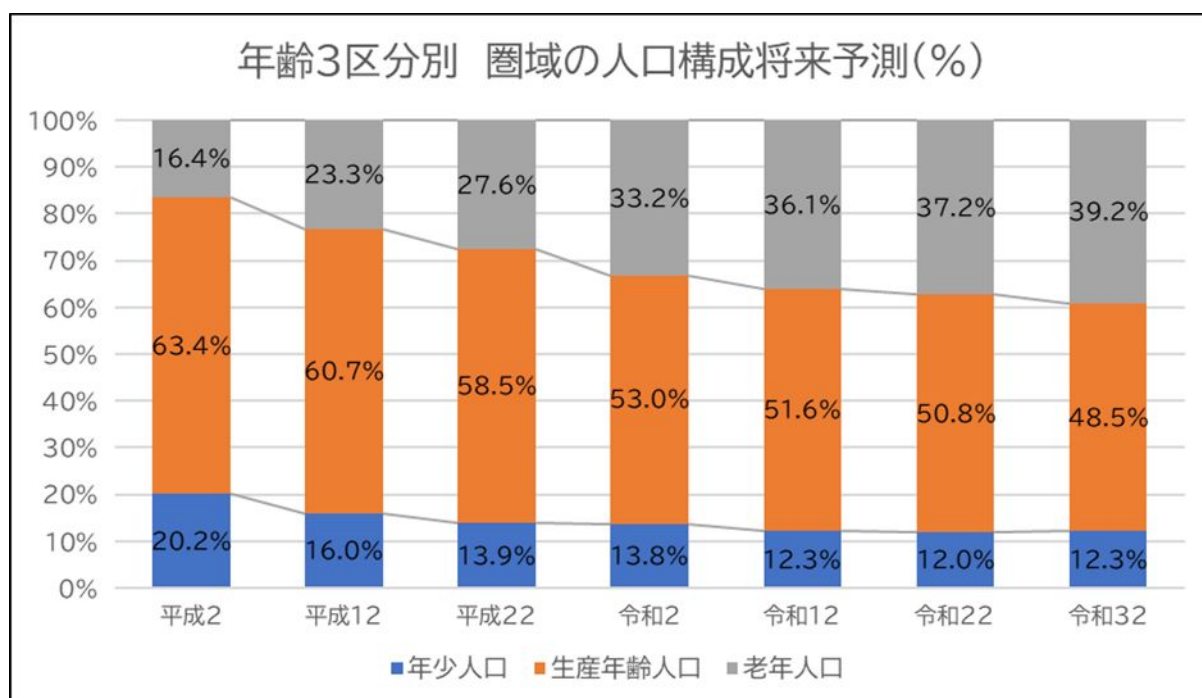
資料:各市町統計

(4) 人口構造

年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少傾向にある一方、老年人口の割合は増加しています。

特に、老年人口の割合は急激に増加を続けており、今後もしばらく増加傾向は続くものと見込まれ、令和32年には39.2%(3人に1人以上)に達すると想定されています。

老年人口の割合は、平成2年と令和32年を比較すると約2倍超になっており、年少人口の割合は、同じように比較すると4割減となっています。



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

(5) 中長期的な将来の人口目標

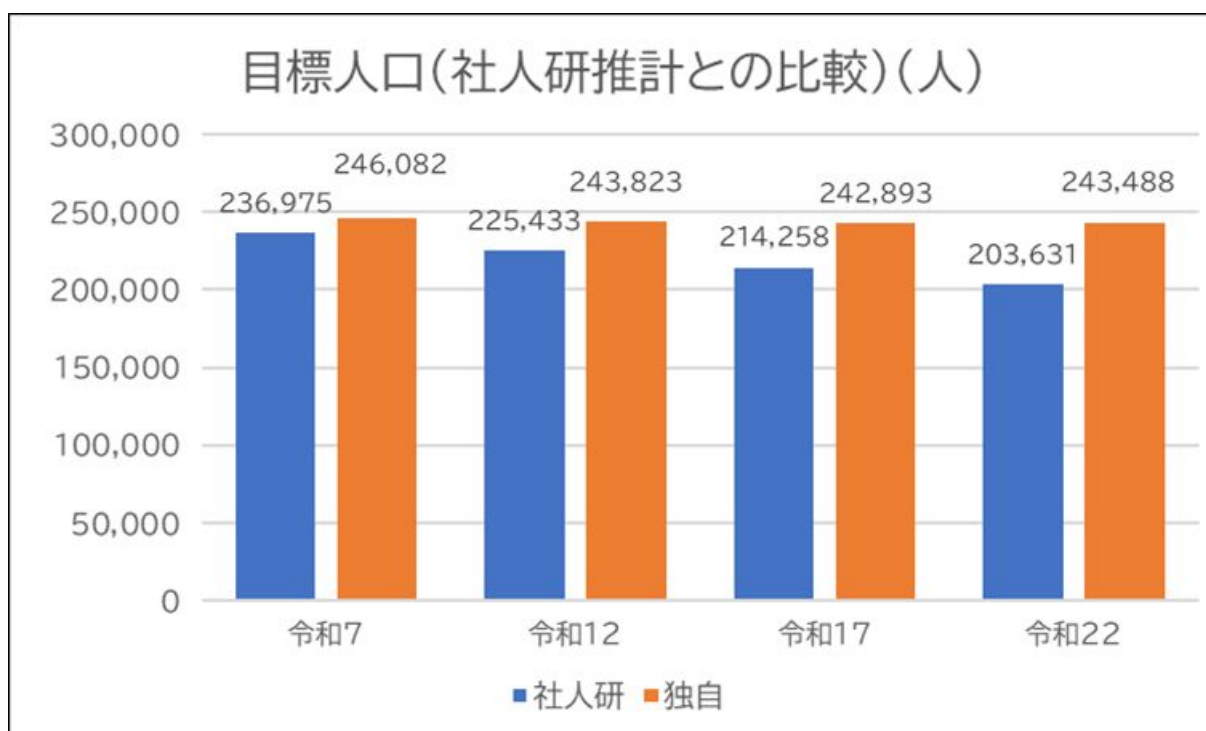
圏域内の各市町では、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」とは別に、出生率の改善や移住施策による転入増加等、独自施策を実施した場合の人口推計値を設定しています。

本ビジョンにおいても、それらの対策を推進することで人口減少のペースが改善することを前提とした数値を目標人口と定めます。

▶目標人口(人)

自治体／年	令和 7	令和 12	令和 17	令和 22
都城市	159,874	160,532	162,062	165,037
三股町	25,608	25,222	24,836	24,264
曽於市	31,904	30,393	29,116	27,981
志布志市	28,696	27,676	26,879	26,206
計	246,082	243,823	242,893	243,488

資料：各市町人口ビジョン、都城市独自推計値



資料：各市町人口ビジョン、都城市独自推計値

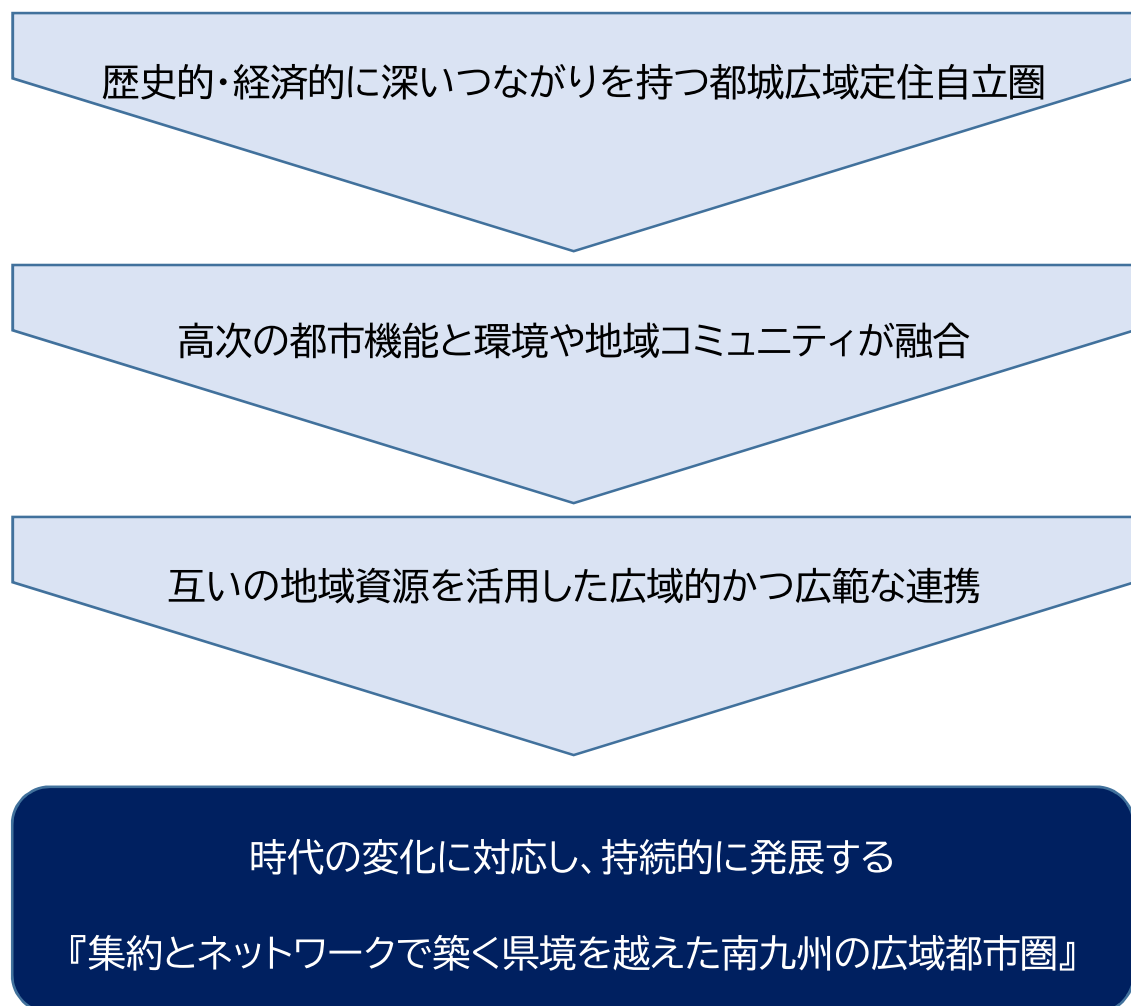
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」(令和12年～令和32年)

第3章 基本的な方向性

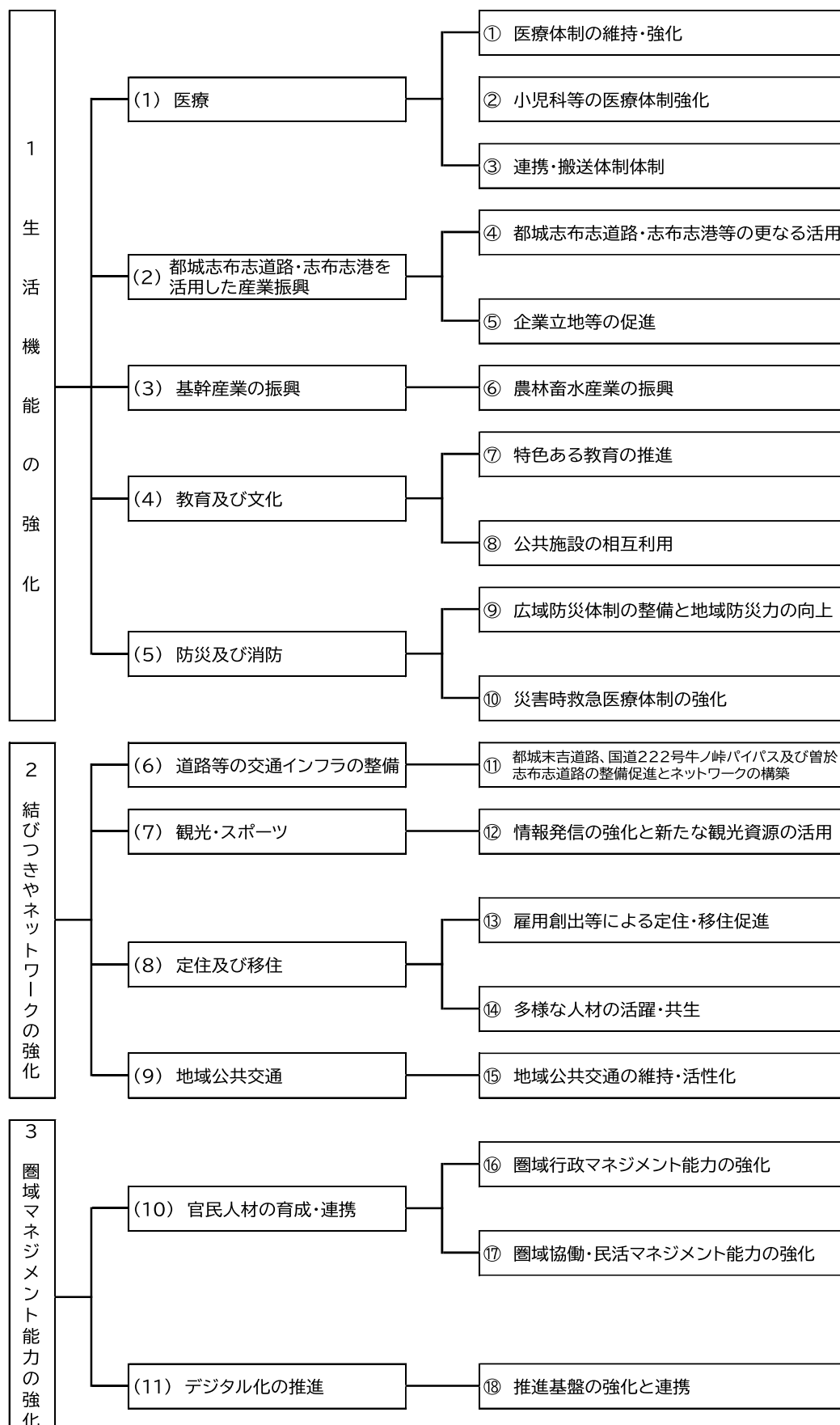
第1節 目指すべき将来像

日本社会全体として、人口減少、少子高齢化が急速に進行している中、依然として東京一極集中の傾向が継続しており、若年層を中心として、地方から東京圏をはじめとする都市部へ人口が流出していることにより、地方の活力の低下が危惧されている状況にあります。

このため、本圏域では、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、関係市町においては必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、下の図のとおり目指すべき将来像を描いています。



第2節 政策分野の体系



第4章 政策分野別の課題と具体的取組

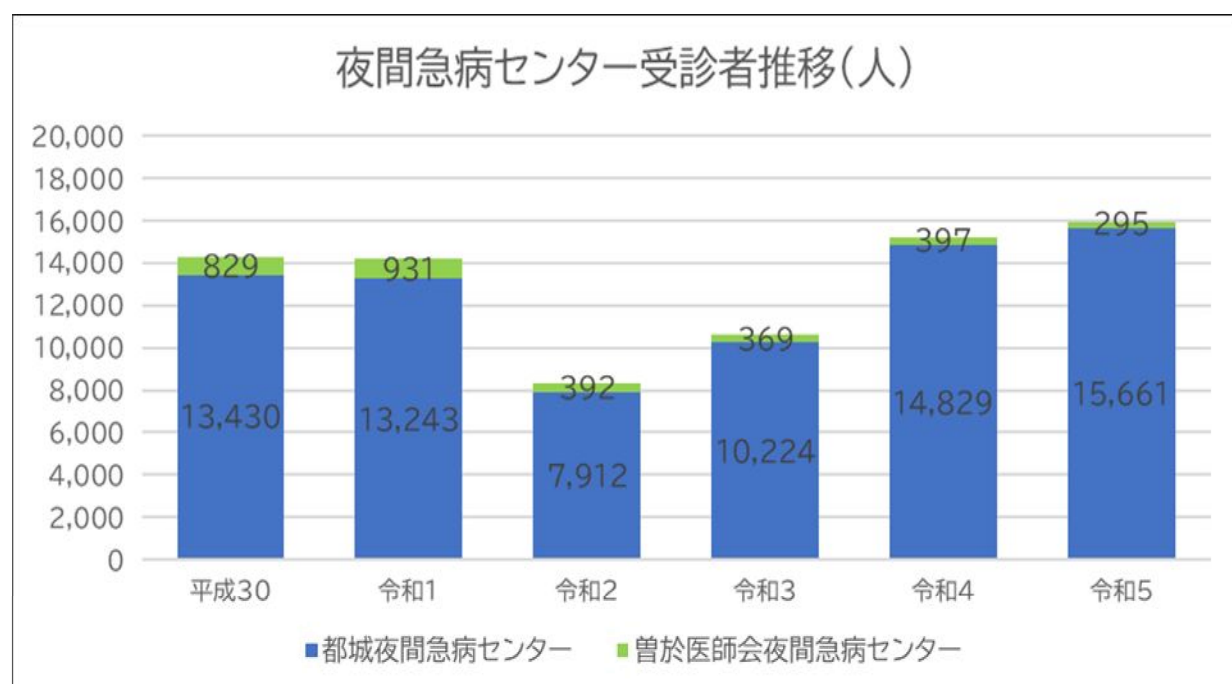
第1節 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

① 医療体制の維持・強化

【現状と課題】

- 平成27年に、都城市郡医師会病院がアクセス性に優れた都城ICに近接したエリアへ移転し、圏域内の地域医療拠点としての役割が強化されました。令和6年度時点における、都城市郡医師会病院の診療科は15科、病床数は224床となっています。
- 併設されている都城夜間急病センターの診療科目・時間についても、3科12時間の水準を維持しており、急患診療の医療体制が構築されています。
- また、都城北諸県地域では、発病後、症状が重く緊急性を有する「高度急性期」の患者を受け入れる病床が不足しており、都城市郡医師会病院では令和5年度から心臓・脳血管センターの整備に着手しています。令和7年春の運用開始が見込まれており、緊急性の高い患者への対応力が強化され、地域完結型医療の提供に大きく貢献することが期待されます。
- 一方、圏域の医療を担う医療従事者の状況をみると、圏域全体における人口10万人当たりの医師数は、宮崎・鹿児島両県の平均を下回っており、医師不足が顕著になっています。
- 拠点医療施設である都城市郡医師会病院及び曾於医師会立病院においても、継続的な医師確保が課題となっています。
- また、圏域全体として、医師以外にも、看護師、薬剤師の不足も課題となっており、医療従事者全体として、人手不足が懸念されています。



資料：各保健医療担当課

【協定の内容】

取組の内容

- 圏域の救急医療提供体制を確保するため、救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。
- 休日急患診療体制、歯科休日急患診療体制及び都城夜間急病センターにおける夜間救急診療体制(以下「休日・夜間救急診療体制等」という。)を維持するとともに、その充実を図る。
- 圏域の高度急性期医療の充実を図るため、都城市郡医師会病院「心臓・脳血管センター」の整備に必要な協力等を実施する。
- 関係機関と連携し、圏域の救急医療提供体制に必要な医療従事者の確保を図る。

中心市(都城市)の役割

- 圏域の救急医療提供体制を確保するため、関係機関と協力して救急医療拠点施設の維持及び充実を図る。
- 初期救急医療における休日・夜間救急診療体制等を維持する。
- 二次救急医療における休日・夜間の診療体制の維持を支援する。
- 関係機関と連携し、救急医療拠点施設及び国立病院機構都城医療センターにおける医療従事者の確保対策に取り組むとともに、将来的な視点で医療従事者の育成を支援する。

関係市町(三股町・曾於市・志布志市)の役割

- 三股町は、都城市と協議の上、救急医療拠点施設の維持又は充実を支援する。
- 曾於市及び志布志市は、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設の整備を支援する。
- 三股町、曾於市及び志布志市は、都城市の実施する休日・夜間救急診療体制等を維持するため、受益に応じた経費を負担する。
- 三股町、曾於市及び志布志市は、二次救急医療における休日及び夜間の診療体制の維持を支援するため、受益に応じた経費を負担する。
- 三股町は、都城市の実施する医療従事者の確保対策に協力する。
- 曾於市及び志布志市は、都城市の実施する医療従事者の確保対策に協力するとともに、救急医療拠点施設と連携し、その機能を補完する施設における医療従事者の確保を支援する。

【具体的な取組】

- 都城夜間急病センターにおける夜間急患診療を都城市北諸県郡医師会に委託して実施
- 休日急患診療事業を都城市北諸県郡医師会に委託して実施
- 歯科休日急患診療事業を都城歯科医師会に委託して実施
- 都城市郡医師会病院「心臓・脳血管センター」の整備促進に係る支援
- 都城市郡医師会病院の診療体制を維持できるよう支援
- 夜間救急体制の継続的な維持や患者数増大に対応するため、都城圏域救急医療広域連携連絡協議会による医師の確保等について陳情活動等を強化
- 医師や看護師等の養成・確保のため、関係先との連携と支援を実施
- 将来的な視点で医療従事者の育成を図るため、小中高校生向けの職場体験等を開催
- 看護師等の養成・確保のため、看護専門学校等と連携し広報・啓発活動を実施

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5)	目標値 (R11)
都城夜間急病センターの診療科目・時間の維持	3 科 12 時間	3科 12 時間

② 小児科等の医療体制強化

【現状と課題】

- 圏域内においては、特に、小児・産科の減少が大きな課題です。こうした中、曾於地域では令和6年度は地域内の小児のみを専門で診療する医院が0(ゼロ)となり、通院の長時間化や、特定の病院に患者が集中する等の問題が発生することが懸念されています。
- 休日急患診療体制については、休日ごとに内科系3院、外科系3院の6医療機関を開設しており、圏域内の17医療機関の当番制で開設しています。小児科医院の不足は、今後の休日急患診療体制にも影響が出る懸念があります。
- 宮崎県と鹿児島県は100万人当たりの慢性透析患者数において毎年全国でも上位になっており、圏域共通の傾向がみられます。腎及び糖尿病専門医との円滑な診療連携が図られるよう対策を講じるとともに、生活習慣病の予防や健康寿命延伸のための継続的な取組が必要です。

▶診療科・地域別の人口10万人あたりの施設数(令和6年9月時点)

	都城北諸県		曾於地域		全国平均
	施設数	10万人あたり施設数	施設数	10万人あたり施設数	
内科系診療所	66	35.4	25	33.3	46.4
外科系診療所	38	20.4	13	17.3	20.0
小児科系診療所 (※1)	20 (6)	10.7	3 (0)	4.0	15.6
産婦人科系診療所 (※2)	6 (4)	3.2	0	0.0	3.8
皮膚科系診療所	9	4.8	4	5.3	10.9
眼科系診療所	9	4.8	1	1.3	6.6
耳鼻咽喉科系 診療所	7	3.8	2	2.7	4.5
精神科系診療所	4	2.2	1	1.3	5.7

※1 ()内の数値は小児のみを専門で診療する医院の数を示す。

※2 ()内の数値は産婦人科系診療所のうち分娩を取扱う医院の数を示す。

資料：地域医療情報システム

【協定の内容】

取組の内容

- 圏域の小児・産科医療体制を確保するため、関係機関と連携し、必要な医療従事者の確保及び医療施設の開院を図る。
- 健康寿命延伸のため、生活習慣病等の予防対策に取り組む。

中心市(都城市)の役割

- 都城市の小児・産科医等を確保し、圏域の医療の受け皿としての役割を維持する。
- 曾於市及び志布志市が実施する小児・産科医療体制確保の取組に協力する。
- 生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークを構築する。

関係市町(三股町・曾於市・志布志市)の役割

- 三股町、曾於市及び志布志市は、都城市が行う小児・産科医等の確保のための取組に協力する。
- 曾於市及び志布志市は、小児科の開設に向けた取組を推進する。
- 三股町は、曾於市及び志布志市が実施する取組に協力する。
- 三股町、曾於市及び志布志市は、都城市が行う生活習慣病等の予防対策に関する圏域ネットワークの構築に協力する。

【具体的な取組】

- 医師会等と連携した大学等への小児科医・産科医の確保
- 曾於地域における小児科等の開設に向けた取組を推進
- 生活習慣病や介護予防等のため、健康寿命延伸につながる継続的な対策に取り組む
- 生活習慣病やCKD¹¹予防において、圏域の保健師や管理栄養士等のネットワークにより重症化の予防等に向けた各種取組を促進

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5)	目標値 (R11)
圏域内の小児科・産科医院数の維持 ※	小児科23・産科4	小児科23・産科4

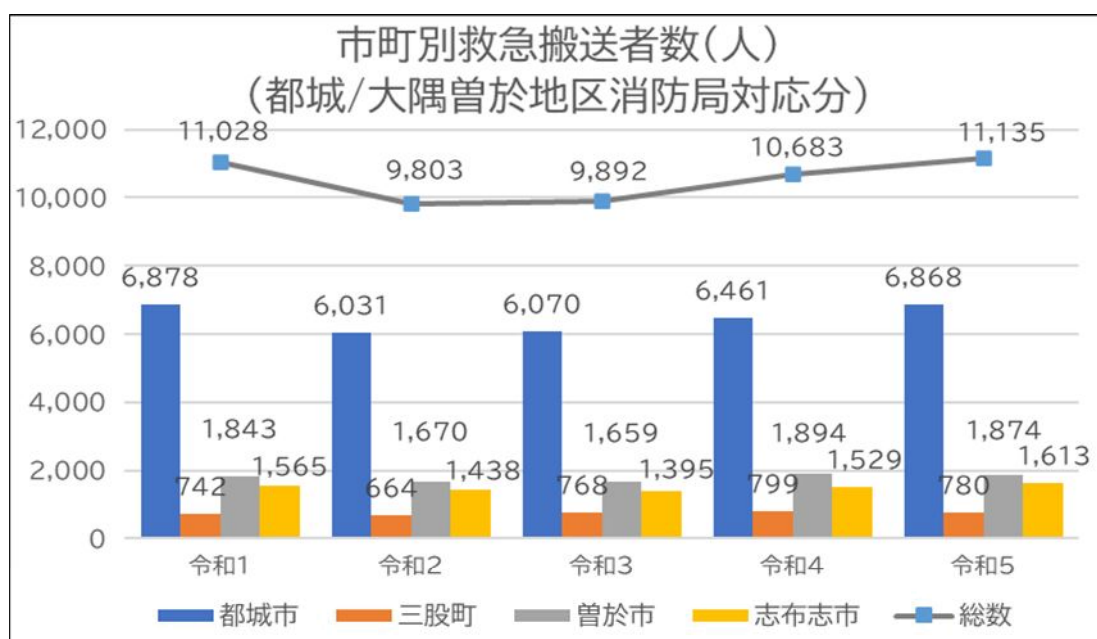
※小児科数には小児科を診療科目に掲げる総合病院等を含む。産科は分娩取扱い医院のみの数値。

¹¹ CKD:慢性腎臓病

③ 連携・搬送体制の強化

【現状と課題】

- 夜間急病センターの医療体制を継続的に確保していく必要があります。また、急患搬送体制においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一時的に搬送者数が減少しましたが、その後、令和4年度以降は再び増加に転じており、安定的な搬送体制や高度な救急医療体制の維持が必要です。
- 救急救命体制の維持、整備を行い現場到着時間及び救命率の向上を推進する必要があります。
- 搬送時間を短縮するため、効率的な動線を確保する必要があります。
- 感染症の発生等、高度な救急搬送に対応できる体制を構築する必要があります。
- 救命率を向上するため、応急手当講習の受講を促し、AED 使用等に対応できるバイスタンダー¹²の育成を図る必要があります。
- 分娩時医療情報ネットワークシステムが構築されており、危険な状態にある妊婦や胎児の状況をリアルタイムで共有し、緊急時の連携や搬送体制が確立するなど、全国トップクラスの医療体制で圏域の周産期医療を支えています。
- また、都城夜間急病センター（初期救急医療）では、都城市郡医師会病院（2次救急医療）に併設・直結していることから、患者の状態に応じて早急に病院の高度な医療が提供されます。



資料：各市町調べ

¹²バイスタンダー：救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）

【協定の内容】

取組の内容 ➤ 救急搬送体制を強化するとともに、圏域内における災害、感染症等の発生に対応できる搬送体制を確保する。 ➤ 多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、救急医療拠点施設をはじめとする医療機関及び関係機関との連携体制を強化する。
中心市(都城市)の役割 ➤ 区域内における救急搬送機能を強化するとともに、曾於市、志布志市及び大隅曾於地区消防組合と連携して圏域における搬送体制を確保する。 ➤ 救急搬送機能を確保するため、救急車の適切な利用等について啓発を行う。 ➤ 計画的に救急救命士の育成を行う。 ➤ 救急医療拠点施設を核とする高度な救急医療を提供するため、三股町、曾於市及び志布志市とともに医療連携体制を構築する。
関係市町(三股町・曾於市・志布志市)の役割 ➤ 三股町は、都城市の行う圏域の救急搬送機能の確保に協力し、救急車の適切な利用等について啓発を行う。 ➤ 曾於市及び志布志市は、都城市及び大隅曾於地区消防組合と連携し、圏域の救急搬送機能を確保するとともに、救急車の適切な利用等について啓発を行う。 ➤ 三股町は、都城市の行う救急救命士の育成について協力する。 ➤ 曾於市及び志布志市は、大隅曾於地区消防組合と連携し、計画的に救急救命士の育成を行う。 ➤ 三股町、曾於市及び志布志市は、都城市が行う医療連携体制の構築に協力する。

【具体的な取組】

- 適正受診を推進するため、圏域で連携し広報等を活用した啓発活動を継続的に実施
- 合同の勉強会等を開催し、情報共有や技術の習得を促進
- 感染症等の発生時に対応するため、関係機関と協力してマニュアルを作成
- より高度な救急搬送機能に対応できるよう高規格救急自動車等を計画的に導入・更新
- ドクターカー運用の定期的な研修において、関係機関との情報共有や事例検証を実施
- 救急車の適正利用を推進するため、広報等を活用した啓発活動を実施
- 応急手当講習等を開催し、AED 使用等に対応できるバイスタンダーを育成

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5)	目標値 (R11)
救急救命士の新規取得者数 (都城市消防局及び大隅曾於地区消防組合)	3 人	15人 (R7~11)

(2) 都城志布志道路・志布志港を活用した産業振興

④ 都城志布志道路・志布志港等の更なる活用

【現状と課題】

- 圏域を縦断する都城志布志道路は、令和3年に金御岳IC～末吉ICが開通し、都城市から志布志市までの直通利用が可能になりました。その後も整備が進み、令和6年度に全線開通し都城IC～志布志ICの所要時間は、整備前の約70分から約40分まで短縮されました。
- 国際バルク戦略港湾に選定されている志布志港については、我が国有数の農畜産地帯である南九州地域への飼料の供給基地として、また、コンテナ貨物の国際輸送拠点として、地域経済を支える重要な役割を果たしています。
- 志布志港の整備が推進されることによって、南九州地域の農畜産業の国際競争力の強化が期待されるとともに、鹿児島県から農林水産物・食品輸出促進計画が申請されたことで、令和5年には、必要な施設整備等の支援が受けられる「産直港湾」¹³として志布志港が認定されました。
- 今後、全国有数の産出額を誇る圏域内の農林水産業をはじめとする産業振興のため、都城志布志道路・志布志港などのインフラをより一層有効活用し、圏域内の産品の販路開拓や輸出拡大に資する取組が必要です。



都城 IC 周辺



志布志港

¹³ 産直港湾：農林水産物・食品の輸出産地による海外への直航サービスを活用した輸出を促進するための港湾

【協定の内容】

取組の内容 ➤ 都城志布志道路及び志布志港を活用し、農林畜水産業、商工業等の圏域内産業の活性化を図る。
中心市(都城市)の役割 ➤ 三股町、曾於市及び志布志市と協力し、都城志布志道路の活用促進を図る。 ➤ 三股町、曾於市及び志布志市と協力し、志布志港の活用促進を図る。
関係市町(三股町・曾於市・志布志市)の役割 ➤ 志布志市は、ポートセールスをはじめ、港湾の活用促進に向けた取組を主体的に実施 ➤ 三股町、曾於市及び志布志市は、都城市と連携し、都城志布志道路の活用促進を図る。 ➤ 三股町、曾於市及び志布志市は、都城市と連携し、志布志港の活用促進活動に取り組む。

【具体的な取組】

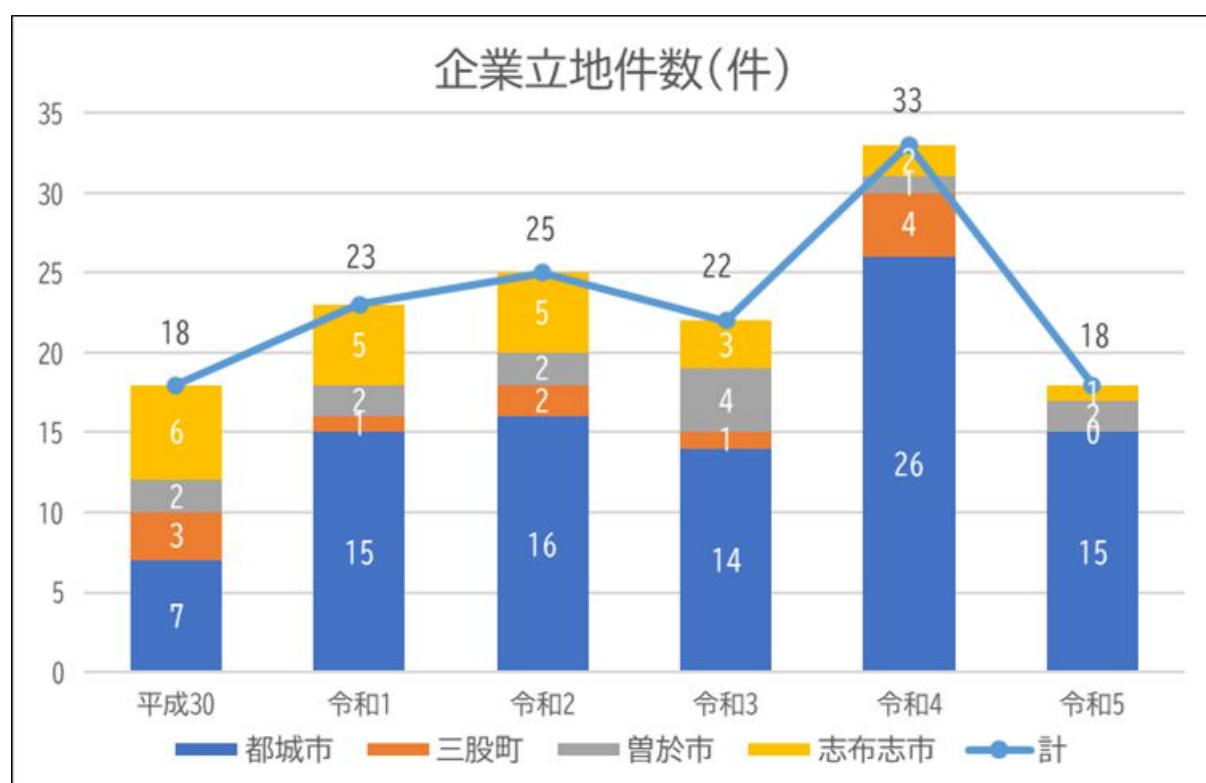
- 都城志布志道路や志布志港を活用したモデルケースの構築や、ヒト・モノ・情報の交流を念頭にした経済交流会の開催、圏域における輸出促進イベント参加等の推進
- 海外販路拡大のための積極的なPR活動を推進
- 志布志港の航路の維持及び貨物の品目・数量の拡大を促進する。
- 都城志布志道路と志布志港のストック効果を最大限生かし、南九州地域の農畜産業の国際競争力を上げる取組を推進する。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5)	目標値 (R11)
都城志布志道路及び志布志港を活用した圏域外向けの新たな取組数	0 件	4件

⑤ 企業立地等の促進

【現状と課題】

- 本圏域では都城志布志道路や志布志港等の整備に伴う地の利の拡大や、災害発生時の企業のBCP¹⁴対策の観点から、特に物流関連事業者の設備投資が盛んになっており、近年整備した工業団地が完売する等、南九州地域の物流拠点としての優位性が高まっています。
- 今後も都城志布志道路の全線開通等の効果により、より多くの業種の企業からの立地需要が高まることが予想されていますが、企業に提供できる用地が無い状況が続いており、新たな工業団地の造成をはじめ、企業が立地しやすい環境の整備や支援を充実させる必要があります。



資料：各市町調べ

¹⁴ BCP：事業継続計画。企業が災害等に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、事業継続あるいは早期復旧を可能とするために、その方法や手段を取り決めた計画。

【協定の内容】

取組の内容 ➤ 都城志布志道路や志布志港等の地の利を活かした企業立地の促進を図る。
中心市(都城市)の役割 ➤ 新たな工業団地を整備する。 ➤ 相互に協力し、企業立地活動に取り組む。
関係市町(三股町・曾於市・志布志市)の役割 ➤ 三股町、曾於市及び志布志市は、都城市と連携し、企業立地活動に取り組む。 ➤ 志布志市は、工業団地等の産業の受け皿を整備する。

【具体的な取組】

- 工業団地の整備状況等、立地環境及び地域の人材や技術等の情報発信
- 製造業や物流関連企業、情報サービス業の積極的な企業立地の推進
- 企業進出の基盤となる新たな工業団地を整備
- 民間活力を活用した産業用地創出に向けた開発事業者に対する積極的な働きかけ

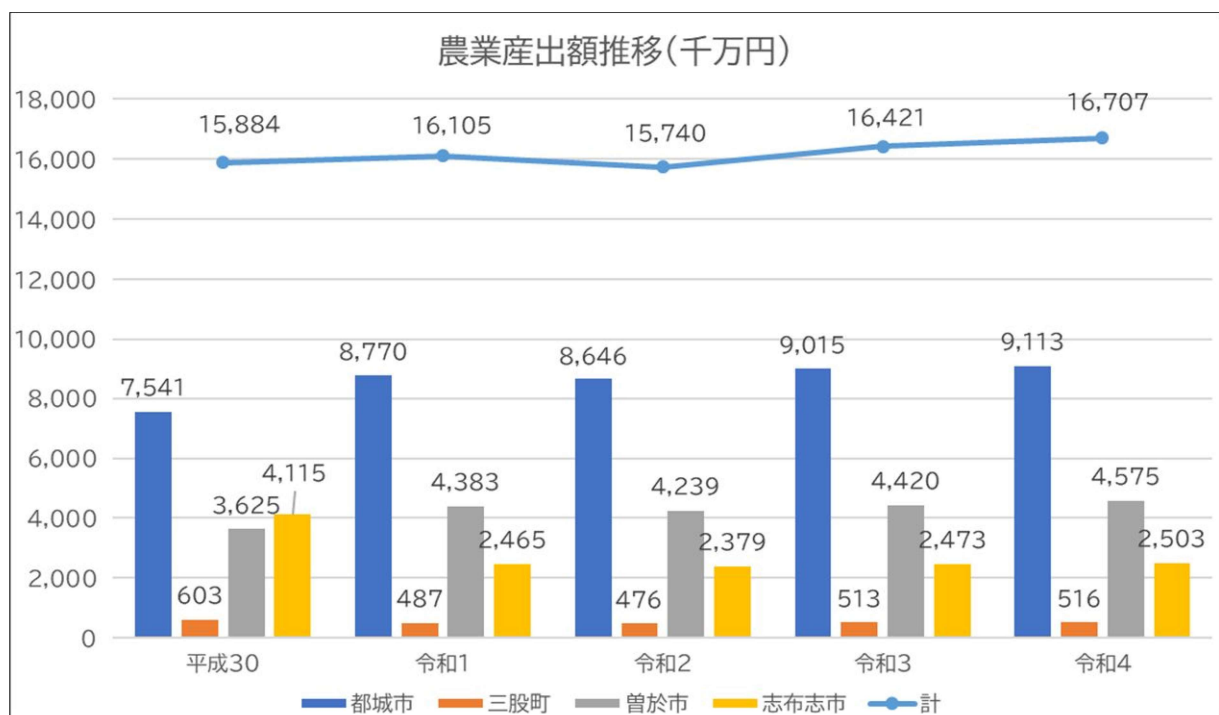
重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5)	目標値 (R11)
圏域の企業立地件数	18件	90件 (R7~R11)

(3) 基幹産業の振興

⑥ 農林畜水産業の振興

【現状と課題】

- 本圏域は日本有数の農業地帯であり、畜種(肉用牛、豚、ブロイラー)を中心に、産出額は全国トップレベルを誇ります。また、林業も盛んであり、令和3年は木材生産部門の算出額において宮崎県が日本一となるなど、豊富な森林資源を活かした産業が形成されています。
- それらの地場産品の良さを伝える施設として、令和5年度にリニューアルオープンした道の駅都城NiQLL及び各市町の観光物産情報発信施設が存在し、圏域内外に向けて、地場産品や地域の特性について情報発信を行っています。
- さらに、令和6年3月、曾於市と鹿児島大学獣医学部が連携し、将来の畜産業・獣医療を担う人材の育成、新たな産業の創造、交流人口の増加を目的に、鹿児島県立財部高校跡に、南九州畜産獣医学拠点(通称:SKLV＝スクラブ、以下「スクラブ」)が開設されました。本圏域が抱える産業獣医師や農業後継者の不足など農畜産業に関する課題に対して、スクラブを活用した取組が求められます。
- また、第一次産業全体の課題である、従事者の高齢化や担い手不足、労働力不足は深刻さを増しており、さらには燃油や飼料、資材価格高騰の影響により、農業経営は厳しい局面を迎えています。



資料:農林業センサス

【協定の内容】

取組の内容 ➤ 農林畜産業をはじめとする地域の特性及び地域資源を有効に活用した産業振興を図る。 ➤ 農業従事者の確保、経営支援策等により持続可能な営農体制を確保する。
中心市(都城市)の役割 ➤ 三股町、曾於市及び志布志市と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等の振興及び営農支援に取り組む。
関係市町(三股町・曾於市・志布志市)の役割 ➤ 都城市と連携し、圏域内の主要産業である農林畜産業等の振興及び営農支援に取り組む。

【具体的な取組】

- 物価高騰への支援対策
- 新規就農者・担い手・労働力の確保、農家所得の安定・向上を促進
- ロボット技術や ICT を活用したスマート農業を促進
- 地場産品の高付加価値化・6次化と販路開拓による地域産業の活性化
- 道の駅等を活用して、圏域内の産品や技術を圏域内で消費・活用する域内取引を促進
- スクラブを活用し、産業獣医師確保や、畜産業に触れ合う機会の創出をし、課題解決及び産業振興を図る。
- 森林のもつ多面的かつ公益的な機能の維持を図るため、伐採跡地への再造林の促進や、森林の適正な整備及び保全に努めます。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5)	目標値 (R11)
新規就農者数	42 人	210 人 (R7~R11)

(4) 教育及び文化

⑦ 特色ある教育の推進

【現状と課題】

- 地域内における産業構造の変化やDX化社会の到来等、社会情勢の変動は激しく、圏域内においてもそれらの変化に対応した教育環境の整備を進めています。
- 豊かな自然・歴史や伝統を身近に感じ、一人ひとりの豊かな心を育む環境づくりを、学校、地域及び家庭と連携して進める必要があります。
- 地域課題の解決等を目的としてこれまで圏域内で行ってきた、高等教育機関と協働した取組や産官学連携による卒業後の受け皿確保といった取組を引き続き推進し、また、キャリア教育による産業人材の育成に力を入れることが求められます。

【協定の内容】

取組の内容 ➤ 圏域内の自然・歴史・文化・人材を活用した特色ある教育を推進するとともに、質の高い教育環境を整備する。
中心市(都城市)の役割 ➤ 圏域内の豊富な地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。
関係市町(三股町・曾於市・志布志市)の役割 ➤ 都城市と連携し、地域資源及び高等教育機関を活用した教育を推進する。

【具体的な取組】

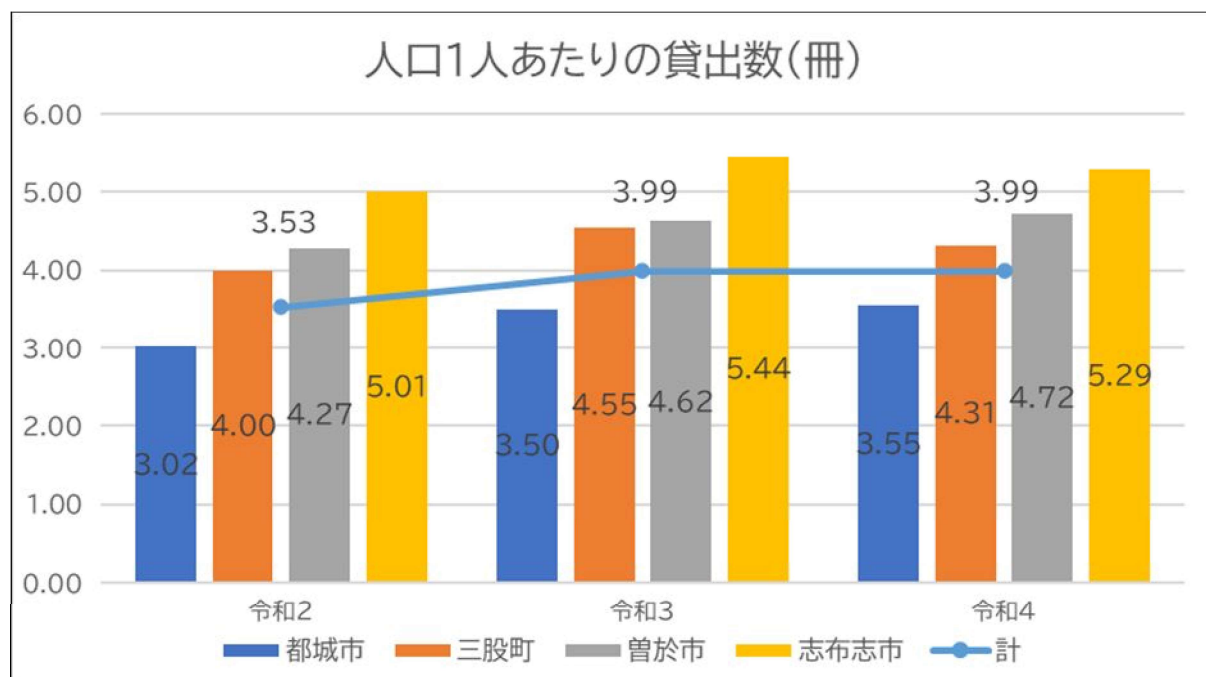
- 高等教育機関と協働した取組を圏域全体に波及
- ICT 化の推進等による教育環境の整備
- 若年層の「地元で働く」意識の醸成を図るキャリア教育を推進
- 生涯学習機会の充実、歴史の伝承と郷土愛の醸成等の推進

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5)	目標値 (R11)
高等教育機関と協働した取組件数	54件	70 件

⑧ 公共施設の相互利用

【現状と課題】

- 圏域内では、図書館の整備と圏域内の相互利用を進め、読書への親しみの醸成や学習の場としての提供といった効果をもたらしてきました。また、図書館内に郷土史コーナーや圏域を構成する市町の情報誌を設置するなど、地域の文化や近隣市町の魅力発信といった、「郷土愛」を醸成する場としての機能も備えつつあります。
- 今後も学習と交流の場としての図書館機能を発展させるために、圏域内における相互協力体制を維持していくことが求められます。



資料:各市町 図書館調べ

【協定の内容】

取組の内容 ➤ 図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進し、圏域住民の利便性及び生活の質の向上を図る。
中心市(都城市)の役割 ➤ 図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。
関係市町(三股町・曽於市・志布志市)の役割 ➤ 圏域内の公共施設の相互利用を推進する。

【具体的な取組】

- 圏域の拠点施設の利用者の増加に向けた取組
- 圏域住民による図書館の相互利用の促進
- 圏域の公共施設の情報を共有化し広く紹介
- 圏域の公共施設の特徴や優位性を活かし、相互に利用しやすい環境・仕組みづくりを図る

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5)	目標値 (R11)
圏域内の図書館の相互利用者数	40,186 人	43,000 人

(5) 防災及び消防

⑨ 広域防災体制の強化と地域防災力の向上

【現状と課題】

- 政府発表によると、南海トラフ巨大地震の今後40年以内の発生確率は90%とされ、特に沿岸地域では津波による甚大な被害が想定されています。
- 令和6年8月8日に発生した日向灘を震源とする地震では、圏域内でも最大震度5強を記録しました。また、その後南海トラフ巨大地震発生の可能性の高まりを警戒する「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表されました。
- 圏域内の市町間では大規模災害時の相互応援協定を締結しており、今後、南海トラフ巨大地震により、大きな被害が想定される志布志市に対して、都城志布志道路(防災の道)の活用等による人的支援や物的支援の体制整備を行う必要があります。
- また、減少傾向にある消防団員を確保し、団員個々の対応能力の維持・向上を図り、災害時における広域支援体制を整備し、迅速かつ円滑に支援活動を実施する必要があります。

▶南海トラフ巨大地震による被害想定

	人的被害(人)		建物被害(件)		避難者(人)
	死者数	負傷者数	全壊	半壊	1週間
都城市	60	1,000	1,100	8,100	20,000
三股町	10	180	220	1,400	3,700
曾於市	10	150	420	2,000	2,300
志布志市	680	220	2,000	4,600	5,500
計	760	1,550	3,740	16,100	31,500

資料:各市町地域防災計画

【協定の内容】

取組の内容 ➤ 圏域内の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における広域防災体制の整備及び強化を図る。
中心市(都城市)の役割 ➤ 大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。
関係市町(三股町・曽於市・志布志市)の役割 ➤ 都城市と連携し、大規模災害発生時における災害備蓄品等の提供、職員の派遣等、圏域内の相互応援体制の整備及び強化を図る。

【具体的な取組】

- 「防災の道」としての都城志布志道路を活用した広域支援体制の構築を推進
- 各市町の相互連携に向けた共通理解とニーズの把握のため防災訓練や研修会を実施
- 「都城市と大隅曽於地区消防組合との消防相互応援協定」に基づき、災害発生時における協力体制を維持
- 大規模災害を想定した合同防災訓練や講習会など、圏域内の消防団による広域連携を継続し、大規模災害発生時、被害の大きい地域への支援能力を強化
- 内陸部の地理的特性を活かし、大規模災害時の後方支援拠点としての体制を整備

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5)	目標値 (R11)
防災訓練・研修会の実施	1 回	5 回 (R7～R11)
消防団広域連携訓練の実施	1 回	5 回 (R7～R11)

⑩ 災害時救急医療体制の強化

【現状と課題】

- 都城市郡医師会病院及び曾於医師会立病院は圏域の地域災害医療センターに指定されており、今後も災害発生時を想定し、定期的な訓練や研修会を実施するなど日頃から体制の整備が必要です。
- 圏域においては、災害時に被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とした、広域災害救急医療情報システム(EMIS)が整備されており、このシステムを介して消防機関、医療機関、医師会、保健所及び市町村等のネットワークが構築され、情報共有が図られています。

【協定の内容】

取組の内容 ➤ 災害、感染症等の発生に備えて、圏域内の地域災害医療センターをはじめとする関係機関との相互連携を構築する。
中心市(都城市)の役割 ➤ 関係機関と連携し、災害派遣医療チームの編成、感染症等への対応等圏域内の地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。
関係市町(三股町・曽於市・志布志市)の役割 ➤ 三股町は、都城市とともに地域災害医療センターの充実に協力し、圏域内の災害等に備えた相互応援体制を構築する。 ➤ 曽於市及び志布志市は、関係機関と連携し、地域災害医療センターの機能を充実させるとともに、都城市と協力して圏域内における災害等に備えた相互応援体制を構築する。

【具体的な取組】

- 災害発生時における DMAT や JMAT の派遣に向けた訓練や研修に参加
- 災害発生時を想定し、県が養成する災害医療コーディネーター と連携し、定期的な訓練や研修会を実施

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5)	目標値 (R11)
圏域市町と医療機関の連携した訓練の実施回数	1 回	5 回 (R7～R11)

第2節 結びつきネットワークの強化に係る政策分野

(6) 道路等の交通インフラの整備

⑪ 都城末吉道路、国道222号牛ノ峠バイパス及び曾於志布志道路の整備促進とネットワークの構築

【現状と課題】

- 都城志布志道路が全線開通し、「防災」、「経済」、「医療」の道として機能をより発揮することが期待されています。今後は、東九州自動車道等とのネットワークを強化し、より一層経済活性化、防災性の向上等を図る必要があります。
- 具体的には都城市の平塚ICと曾於市の末吉財部IC間を結ぶ想定「都城末吉道路」（仮称）、国道222号の都城市早鈴町から日南市酒谷間を結ぶ「国道222号線牛ノ峠バイパス」（仮称）の未成区間（三股町宮村～都城市安久の7.1km）及び曾於市の曾於弥五郎ICと志布志市の有明北ICを結ぶ想定「曾於志布志道路」（仮称）の3路線について、早期事業化に向けた取組を行う必要があります。
- 圏域内の高速自動車道や都城志布志道路及び上記3路線と各市街地、集落、拠点施設等をつなぐアクセス道路を整備し、更なる利便性の向上を図る必要があります。
- 高規格道路¹⁵の整備による人流の変化は、旧道沿線の交通量減少とそれに伴う地域経済の衰退を招くおそれもあり、道路全線開通後の人流変化に留意することが必要です。



都城末吉道路と曾於志布志道路の
想定ルート



牛ノ峠バイパス位置図

¹⁵ 高規格道路：高速自動車国道及び一般国道道の自動車専用道路の総称。ここでは都城志布志道路に加え、都城末吉道路、国道222号線牛ノ峠バイパス、曾於志布志道路のことを指す。

【協定の内容】

取組の内容 ➤ 都城末吉道路、国道222号牛ノ峠バイパス、曾於志布志道路の早期事業化等、新たなネットワーク構築に向けた施策を実施する。 ➤ 高規格道路等のネットワークを活かし、アクセス性の向上や防災・経済・医療など各分野での効果促進を図る。
中心市(都城市)の役割 ➤ 早期事業化に向けた機運醸成のため、三股町、曾於市及び志布志市と連携し、圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。 ➤ 高規格道路等へのアクセス性や効果促進を図るため、必要な道路等を整備する。
関係市町(三股町・曾於市・志布志市)の役割 ➤ 3つの道路の早期事業化に向けた機運醸成のため、都城市と連携し、圏域住民を対象としたシンポジウム等を実施する。 ➤ 高規格道路等へのアクセス性や効果促進を図るため、必要な道路等を整備する。

【具体的な取組】

- 都城末吉道路、国道222号牛ノ峠バイパス、曾於志布志道路の早期事業化に向け、国・県へ働きかけを推進
- 圏域内の高速自動車道や高規格道路等と各市街地、集落、拠点施設等をつなぐアクセス道路整備等を実施
- 高規格道路等の開通により、交通量の減少が見込まれる一般道沿線地区については、沿道サービスの機能低下による地域力の衰退等を起こさないよう留意

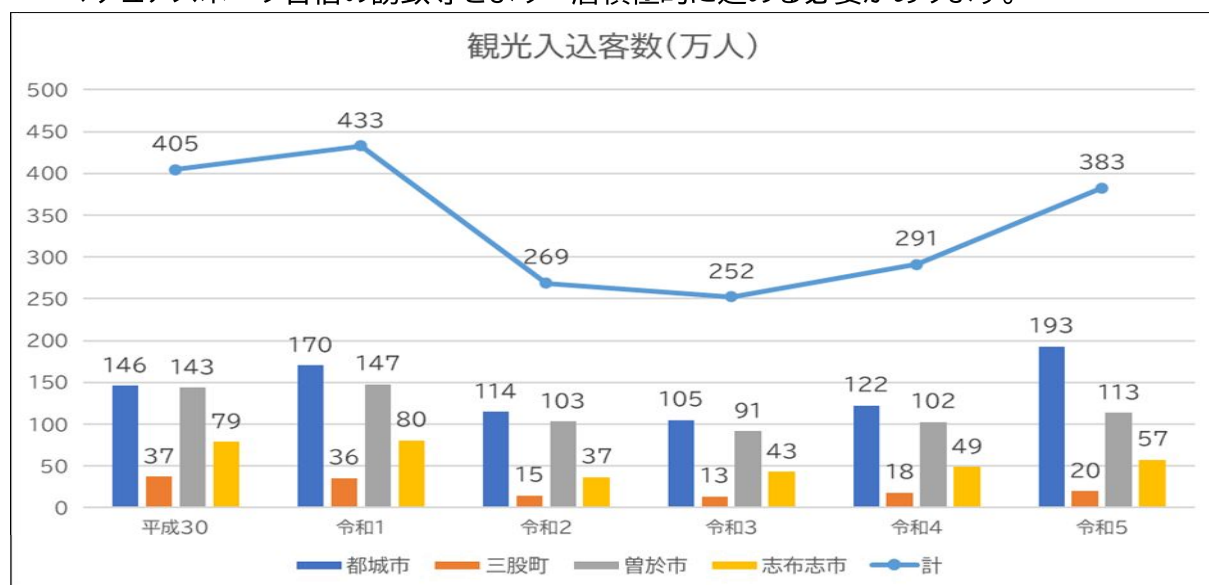
重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5)	目標値 (R11)
3道路の新規事業化に向けた機運醸成シンポジウム開催数	2回	10回 (R7~11)

(7)観光・スポーツ

⑫ 情報発信の強化と新たな観光資源の活用

【現状と課題】

- 圏域内には、豊かな自然を活かした観光資源や、基幹産業である畜産を中心とした「食」の魅力をPRする物産観光施設が豊富にあり、直近では曾於市のスクラブや都城市の関之尾キャンプフィールドといった、新たな観光資源も開設されています。
- しかしながら、観光資源の知名度はまだ不十分であり、「食」「自然」「体験」などのテーマごとに周遊コースを策定するなど、新たな観光資源の掘り起こしに加え、圏域の観光地等のPRを積極的に行う必要があります。
- また、圏域内の旅行会社や志布志港の旅行客及びクルーズ船のインバウンド客等へ圏内の観光情報を積極的にPRするなど、プロモーション活動にも力を入れる必要があります。
- 令和9年に開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会等に向け、スポーツ施設の整備が進んでおり、今後は、これらの施設を有効活用して、プロスポーツのキャンプやアマチュアスポーツ合宿の誘致等をより一層積極的に進める必要があります。



資料:各市町調べ



山之口運動公園(完成予想)



都城運動公園(完成予想)

【協定の内容】

取組の内容

- 観光・スポーツ資源等のネットワーク化、対外的な情報発信を強化する。
- 都城志布志道路及び志布志港を活用した圏域内での観光・スポーツ団体等の受入体制を整備するとともに、その魅力を高め、圏域内外の住民との交流及び観光の推進を図る。

中心市(都城市)の役割

- 三股町、曾於市及び志布志市と協力し、観光・スポーツ資源等のネットワーク化や圏域外への情報発信の強化を図る。
- 三股町、曾於市及び志布志市と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の歴史、自然及び体育施設等の資源を活かした観光及びスポーツ交流の推進を図る。

関係市町(三股町・曾於市・志布志市)の役割

- 都城市と協力し、観光・スポーツ資源等のネットワーク化や圏域外への情報発信の強化を図る。
- 都城市と協力し、圏域内外の住民の交流を促進するとともに、圏域内の資源を活かした観光及びスポーツ交流の推進を図る。

【具体的な取組】

- 圏域の観光地等のテーマ（食・自然・遊ぶ）を掘り起こし、周遊コースを作成することで、通過型から滞在型観光への転換を図る
- 志布志港に寄港する旅客船の乗客等を、圏域内で周遊させる仕組みづくりを強化
- 既存の観光メニューと観光地を連携させた新たな連携メニューを構築し、圏域外でのプロモーション活動を促進
- 圏域にゆかりのあるスポーツ選手などの著名人とコラボレーションしたPR活動や、SNSの充実などを行い、圏域外に向けたプロモーションを強化
- 大規模スポーツ大会の開催や、充実した設備を活かしたキャンプ・合宿誘致等を積極的に展開

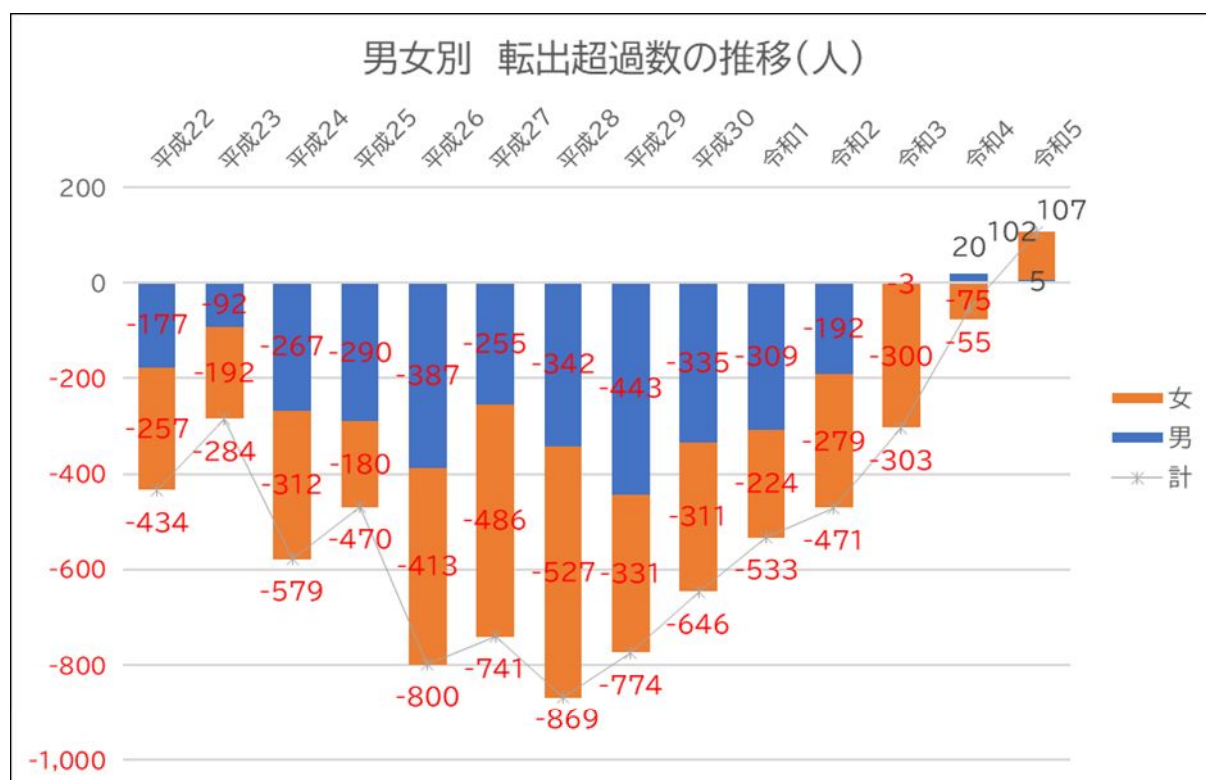
重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5)	目標値 (R11)
圏域内の観光入込客数	3,828,283 人	21,652,000 人 (R7～R11)
圏域内のスポーツ合宿等の実施数	301 件	2,000 件 (R7～R11)

(8) 定住及び移住

⑬ 雇用創出等による定住・移住促進

【現状と課題】

- 年代別の社会増減をみると、10代後半から20代前半までの層を中心に大幅な転出超過となっています。これは圏域内全ての市町に共通することで、高校卒業を機に圏域外に進学や就職していることが考えられます。また、性別では男性より女性の方が転出超過傾向にあり、転出先は福岡や東京など都市圏に集中しています。大都市部への一極集中が依然続いている状態にあり、多様な選択肢が存在する都市部への流出をいかに食い止めるかが課題です。
- 一方、20代後半にかけては転入数が多くなっており、出産や転職を機にUIJターンする者が他の年代よりも多いことが推察できます。
- 引き続き、就職や子育てなど、ライフステージに対応した施策を推進するとともに、特に20代後半から30代前半までのUIJターンの受け皿となる施策を展開する必要があります。また、移住支援策の充実により子育て世代の定住を支援していく必要があります。



資料: RESAS

【協定の内容】

取組の内容 ➤ 企業及び団体と連携した雇用創出等の取組により、定住・移住促進を図る。
中心市(都城市)の役割 ➤ 圏域内の企業及び団体と連携した雇用創出活動等により、圏域への定住・移住を誘導する。
関係市町(三股町・曽於市・志布志市)の役割 ➤ 都城市と連携し、雇用創出活動等を推進するとともに、区域内の自然及び住みやすさを活かし、定住及び移住人口の増加に対応した居住エリアの整備を図る。

【具体的な取組】

- 移住者への情報発信や受け入れる圏域内の企業の開拓・マッチングを行うなど、受け皿づくりを推進
- 地元企業や高等学校等とのパートナーシップを強化し、若年層の地元就職率の向上、転出抑制や離職率を改善
- 出会いや結婚を希望する独身者に対し、地域での結婚支援に取り組む団体等を支援するなど、出会いの場づくりを促進
- 結婚しても子どもを育てる経済的余裕や自信がないなど、「結婚や子育て」に対する不安を解消するために必要な取組を推進

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5)	目標値 (R11)
圏域内の市町の施策を利用した移住者数	3,878 人	8,100 人 (R7～R11)

⑭ 多様な人材の活躍・共生

【現状と課題】

- 圏域内に居住する外国人の数は令和3年が2,571人でしたが、令和5年は3,679人と2年の間に約1.5倍に増加しました。そのうち約7割は主に農業や製造分野における技能実習生若しくは特定技能実習生です。
- 一方、技能実習制度は令和9年度までに制度が見直され、今後は長期にわたり産業を支える人材を確保する「育成就労制度」へ変わる予定です。これにより、より長い期間かつ、これまでのような単身ではなく、家族帯同等、様々な形で本圏域に居住する外国人が増えると思込まれます。
- そのような人たちへの日本語能力向上への支援等により、医療・教育・交通等、生活における様々なシーンにおいて、不便なく安心して利用できる環境整備が必要です。また、地域住民の多文化共生社会への理解を促進することも大切です。
- 昨今のインターネットの普及により、海外との通信が容易になっていることや、志布志港には複数の外国貿易航路があり、今後、ますますグローバル化が進展することが予想されます。

▶在留資格別 圏域内の外国人数(毎年12月末時点)

在留資格	令和3	令和4	令和5	増減率 (令和3～5)
特定技能	126	447	674	535%
技能実習	1,344	1,527	1,924	143%
留学	75	47	22	29%
身分・地位に基づく 在留資格	439	479	485	110%
その他	587	571	574	98%
総数	2,571	3,071	3,679	143%

資料:在留外国人統計

【協定の内容】

取組の内容

- 企業及び団体と連携し、受入環境の整備や必要な支援策を検討する。
- 地域住民の多文化共生や国際交流への理解を深める。

中心市(都城市)の役割

- 圏域内の企業及び団体と連携した環境整備、定着支援により、外国人が安心して暮らすことが出来る地域作りを図る。

関係市町(三股町・曽於市・志布志市)の役割

- 都城市と連携し、外国人の定着支援、多文化共生及び国際交流の取組を推進する。

【具体的な取組】

- 日本語能力の向上等の策を講じ、受入環境の整備及び地域への定着を図る。
- 外国人支援の分野は多岐にわたるため、分野横断的に情報共有を図り、包括的な支援が出来る体制を整備
- 民間のサービス提供者の多文化共生への理解を深め、誰もが安心してサービスを利用できる環境整備を推進
- 交流イベントやセミナーを通じて、多文化共生や国際交流への理解の深化を図る。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5)	目標値 (R11)
在留外国人支援講座等の実施回数	315 回	459 回

(9) 地域公共交通

⑮ 地域公共交通の維持・活性化

【現状と課題】

- 圏域内には、JR 日豊本線、JR 日南線及び JR 吉都線の鉄道、各社の高速バス、宮崎交通(株)、鹿児島交通(株)、(有)高崎観光バス、本村交通(株)が運行する路線バス、また、コミュニティバスや乗合タクシー、一般タクシー等、多様な公共交通が運行されています。
- 各市町においては、地域住民の生活交通である地方バス路線と地域交通ネットワークを維持するため、事業者に対して可能な限りの支援を行っていますが、近年の厳しい財政状況においては、その支援も限界に近づいています。
- 人口減少・高齢社会において、公共交通のサービスの質を落とさずに継続するために、交通事業者と連携しつつ、効率的かつ持続可能な対策が必要です。また、圏域全体が超高齢社会に突入したことを踏まえ、運転免許を返納した高齢ドライバーを対象として、圏域内における今後の移動支援のあり方を検討する必要があります。



都城市と曽於市を結ぶ路線バスに導入された小型バス



バリアフリー化されたJR三股駅構内
(三股町)

【協定の内容】

取組の内容 ➤ 広域的な地域公共交通の課題について検討し、圏域間を結ぶバス、鉄道路線等住民の日常生活及び経済活動に必要な公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。
中心市(都城市)の役割 ➤ 広域的な地域公共交通の課題解決に向けて検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。
関係市町(三股町・曽於市・志布志市)の役割 ➤ 都城市と連携し、広域的な地域公共交通の課題解決に向けて検討するとともに、圏域間を結ぶ公共交通の利便性の向上及び運行の維持・活性化を図る。

【具体的な取組】

- 圏域全体でモビリティマネジメントを推進し、路線バス、コミュニティバス等の公共交通の利用を促進
- 交通事業者及び市民と連携し、持続可能な公共交通体制について検討
- 地域間を結ぶバス路線(県市町補助路線)の路線数を維持

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5)	目標値 (R11)
圏域間路線バスの路線数維持	13路線	13路線

第3節 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(10) 人材の育成・連携

⑯ 圏域行政マネジメント能力の強化

【現状と課題】

- 行政人材の育成は、平成 22 年度から圏域共通の行政課題の解決策を探る研修事業(特定課題解決型研修)を実施することによって、圏域全体に視点を置いた人材によるマネジメント能力の強化を図ってきました。
- 今後も「特定課題解決型研修」等の研修を形骸化させず、具体的な事業化を見据えた人材育成を推進する必要があります。

取組の内容

- 圏域内における行政機能の相互補完による事務事業等の効率化・多様化・高度化を目指し、職員の育成を行う。

中心市(都城市)の役割

- 圏域マネジメントの強化を図るため、職員研修等を企画運営する。
- 職員の資質の向上を図る取組を推進する。

関係市町(三股町・曽於市・志布志市)の役割

- 都城市が行う職員研修等に協力する。
- 職員の資質の向上を図る取組を推進する。

【具体的な取組】

- 若手中堅職員の政策立案能力向上のため、圏域市町間において横断的な職員研修を実施
- 更なるマネジメント能力の強化を組み込んだ実践的な研修事業の実施

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5)	目標値 (R11)
研修成果に基づく施策の実施件数	0件	2件 (R7～R11)

⑰ 圏域協働・民活マネジメント能力の強化

【現状と課題】

- 圏域を牽引する人材を確保し育成する取組においては、住民一人ひとりが地域の問題に関心を持ち、地域の運営に関わること、あるいは、特定非営利活動法人及び地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等(以下「NPO 法人等」という。)をはじめとした中間支援組織が新たな公共サービスの担い手として活動することなどが、より一層重要になってくると考えられます。

【協定の内容】

取組の内容

- 新たな公共分野で活動している特定非営利活動法人や、地域情報を発信し地域活動の中心となっている団体等(以下「NPO 法人等」という。)の活性化のため、活動人材の育成、活動支援体制及び行政との連携支援体制等の整備を行う。
- 民間人材の育成及び高度な技術等の民間資源を活用した取組を推進する。

中心市(都城市)の役割

- NPO 法人等の地域活動団体の設立及び活動を中間的な立場で支援する体制を整える。
- 圏域内の NPO 法人等の連携推進を図るとともに、NPO 法人等による圏域全体での新たな公共活動の実施支援を検討する。

関係市町(三股町・曾於市・志布志市)の役割

- 都城市の体制づくりに協力及び連携推進を支援するとともに、区域内の NPO 法人等の情報を都城市に提供する。
- 都城市の取組を支援し、民間資源の活用及び民間人材の育成を図る。

【具体的な取組】

- NPO 法人等の事業力強化に寄与する情報の提供及び団体間の連携を支援
- 地域活動団体や企業等、多様な事業主体間の連携推進や活動の活性化を促進

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5)	目標値 (R11)
市と NPO 等との協働事業数	293 件	310 件

(11) デジタル化の推進

⑱ 推進基盤の強化と連携

【現状と課題】

- 我が国は、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指しています。
- こうした状況を踏まえ、自治体においても、デジタル技術を活用し、山積する課題を乗り越え、持続可能な社会の実現に向けた取組を進める必要があります。
- AI、Web3.0 等の様々なデジタル技術が台頭する中で、特に、自治体においては、これらを担う人材が不足しています。

【協定の内容】

取組の内容 ➤ デジタル化の推進を図るため、デジタルによる課題解決手法の検討及び人材育成等の取組を推進する。
中心市(都城市)の役割 ➤ 専門家による研修会等を実施するとともに、最先端技術の情報収集を行い、人材育成及びデジタル化推進のための体制を構築する。
関係市町(三股町・曽於市・志布志市)の役割 ➤ 都城市が行う研修会等に参加するとともに、情報を相互に共有し、人材育成及びデジタル化推進のための体制構築に協力する。

【具体的な取組】

- デジタルに係る外部人材を活用した研修会を実施

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (R5)	目標値 (R11)
デジタルに係る研修会の実施回数	2回	10回 (R7～R11)

第5章 施策の推進

1 中心市、関係市町、住民等との連携・協働

「集約とネットワークで築く県境を越えた南九州の広域都市圏」を実現するためには、中心市、関係市町、圏域住民等の多様な主体が、適切な役割分担と更なる連携・協働のもと、一体となって定住自立圏構想の推進に取り組んでいくことが重要です。

(1) 中心市の役割

定住自立圏の中心市は、大規模商業・娯楽機能、中核的な医療機能、各種の生活関連サービス機能等、行政機能・民間機能を問わず、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、自らの住民のみならず、近隣の市町住民もその機能を活用しているような、都市機能においてスピルオーバー効果が生じている都市であることが必要です。都市機能の充実化は、近隣の市町を含めた圏域全体の生活機能を確保し、魅力を向上させることにつながるものであることから、中心市は圏域全体のマネジメントを担うことが求められています。

(2) 関係市町の役割

関係市町は、環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化等の観点からの重要な役割を担い、人口定住のための必要な生活機能を確保するため、役割分担し、相互に連携していくことが求められています。

2 推進体制

本ビジョンに基づき、定住自立圏構想の推進を図るため、中心市及び関係市町の関係部局等が認識を共有し連携して一丸となって施策を推進します。また、定住自立圏構想が本圏域にとって重要な取組であることを踏まえ、その振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(1) 都城広域定住自立圏構想協議会

都城広域定住自立圏構想協議会は、都城市長を会長、副会長を三股町長、曾於市長、志布志市長、会員を各市町議会議長とし、全圏域的な連携を図りながら定住自立圏構想に係る取組を総合的に推進します。

(2) 都城広域定住自立圏構想協議会幹事会

都城広域定住自立圏構想協議会幹事会は、都城市総合政策部長を幹事長、幹事を都城市総合政策課長、三股町企画商工課長、曾於市企画政策課長、志布志市総合政策課長とし、定住自立圏構想に係る各種取組に関する事務の連絡及び調整を行います。

(3) 都城広域定住自立圏構想協議会担当者会

都城広域定住自立圏構想協議会担当者会は、必要に応じて設置されるもので、担任事項に関係ある各市町の職員をもって構成し、調査研究及び立案を行います。

また、協議会の事務の処理にあたっては、都城市総合政策課に事務局を置き、都城市総合政策課、三股町企画商工課、曾於市企画政策課、志布志市総合政策課職員による事務局担当者会により共有を図ります。

(4) 都城広域定住自立圏構想圏域共生ビジョン懇談会

定住自立圏を構成する各市町の地域住民、関係団体又は学識経験者に委員を委嘱し、懇談会を開催することによって、民間や地域の関係者の意見を各取組等に幅広く反映させるよう努めます。